

第2章 北九州市の現状

1 障害のある人の数

(1) 概要

令和5（2023）年3月末現在、北九州市の身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）の数は44,954人、知的障害のある人（療育手帳保持者）の数は12,043人、精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳の所持者）の数は11,174人、難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）の数は8,598人です。

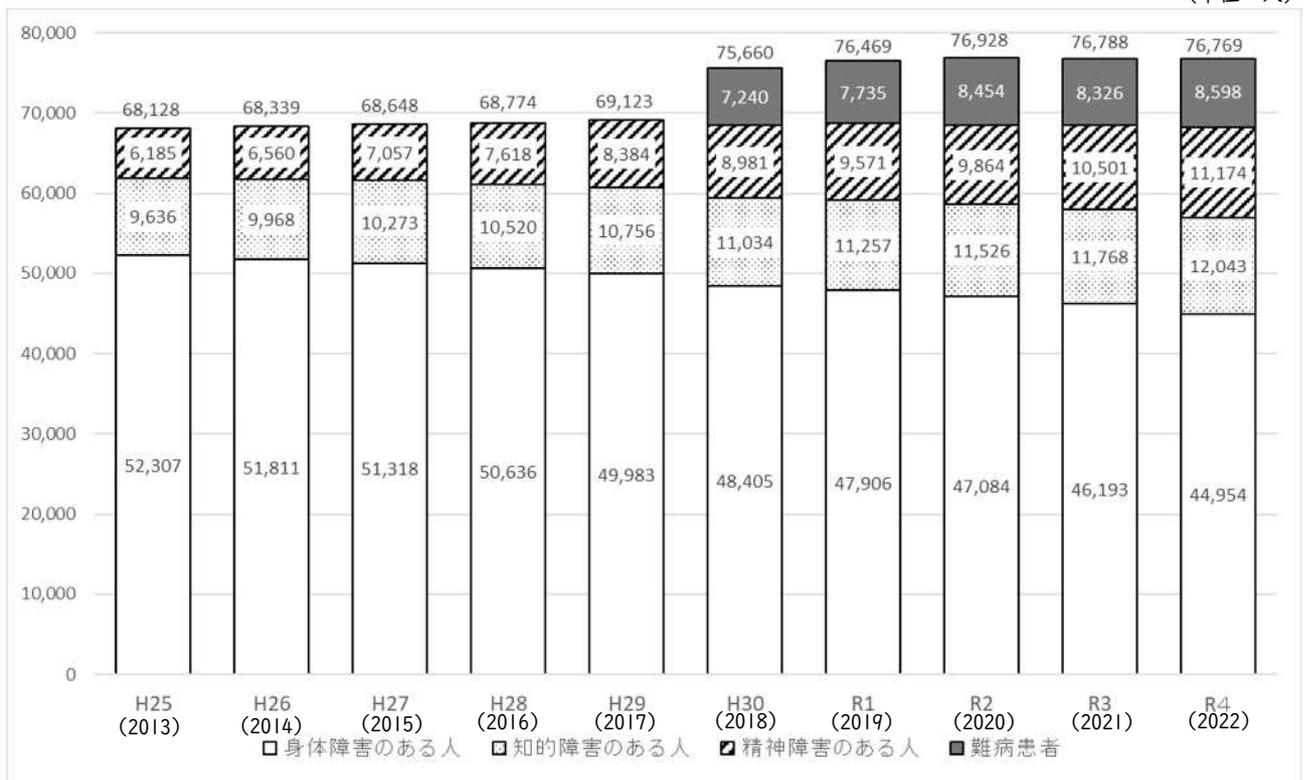
北九州市の全人口917,524人（令和5（2023）年4月1日現在推計人口）に占める割合は、身体障害のある人は4.9%、知的障害のある人は1.3%、精神障害のある人は1.2%、難病患者は0.9%となっています。

平成25（2013）年度と比較すると、身体障害のある人は14.1%減少、知的障害のある人は25.0%増加、精神障害のある人は80.7%増加しており、難病患者は平成30（2018）年度と比較して18.8%増加しています。

（※実際の障害のある人の合計の数は、複数の障害を併せ持つ人もいるため、障害者手帳や受給者証の単純な合計とは異なります。）

【北九州市内の障害のある人の数】

（単位：人）



※難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証の所持者）数については、難病の医療費助成の支給認定に関する事務などが福岡県から北九州市に平成30（2018）年4月に移行されたため、それ以降の数を記載しています。

(2) 障害種別の状況

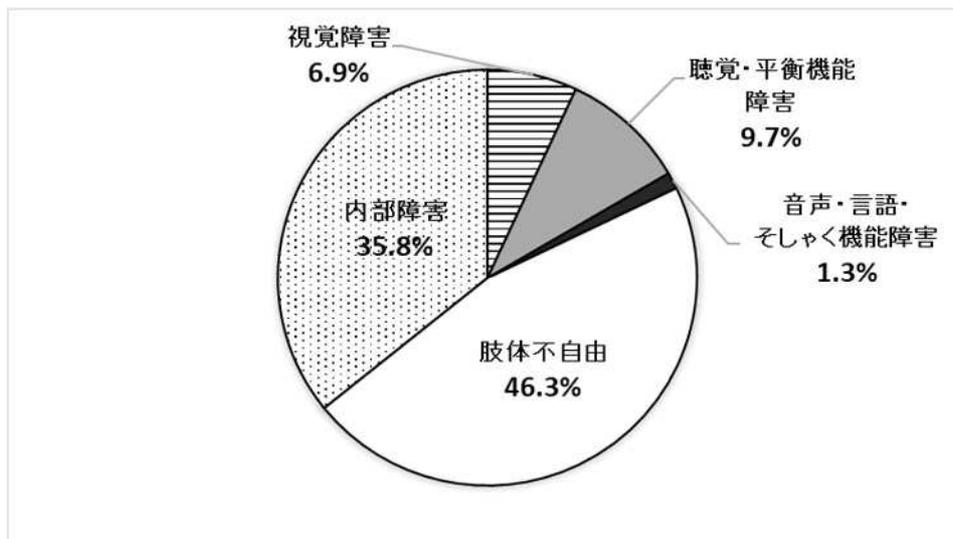
ア 身体障害のある人の状況

令和5（2023）年3月末現在、身体障害者手帳を所持している人の数は44,954人で、障害の種類別では、肢体不自由が46.3%、内部障害が35.8%、聴覚・平衡機能障害が9.7%、視覚障害が6.9%、音声・言語・そしゃく機能障害が1.3%です。

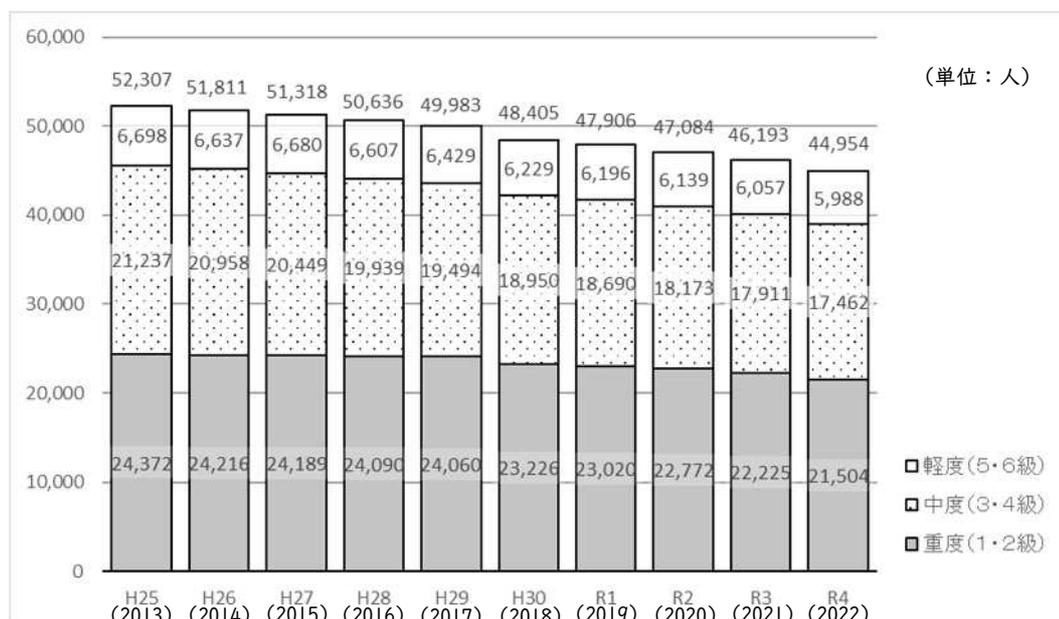
障害の等級別では、重度（1・2級）が21,504人、中度（3・4級）が17,462人、軽度（5・6級）が5,988人となっています。

平成25（2013）年度からの推移をみると、身体障害者手帳を所持している人の数全体は14.1%減少していますが、障害の等級別では、重度が11.8%の減少、中度が17.8%の減少、軽度が10.6%の減少となっています。

【身体障害者手帳の障害の種類別割合】



【身体障害者手帳の障害程度別交付状況】

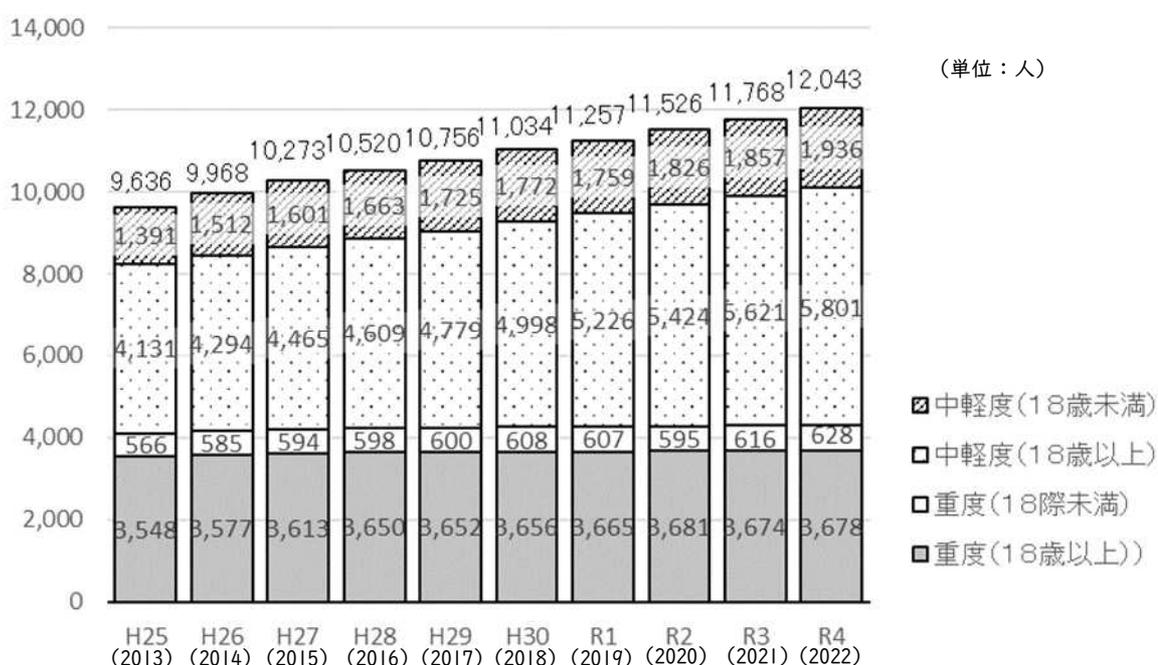


イ 知的障害のある人の状況

令和5（2023）年3月末現在、療育手帳を所持している人の数は12,043人で、障害程度別及び年齢別では、重度の18歳以上の所持者数が3,678人（30.5%）、重度の18歳未満の所持者数が628人（5.2%）、中軽度の18歳以上の所持者数が5,801人（48.2%）、中軽度の18歳未満の所持者数が1,936人（16.1%）となっています。

平成25（2013）年度の状況と比較すると、療育手帳を所持している人の数全体は25.0%増加しています。重度の18歳以上の所持者数は3.7%の増加、18歳未満の所持者数は11.0%増加しています。中軽度の18歳以上の所持者数は40.4%増加しており、18歳未満の所持者数は39.2%の増加となっています。

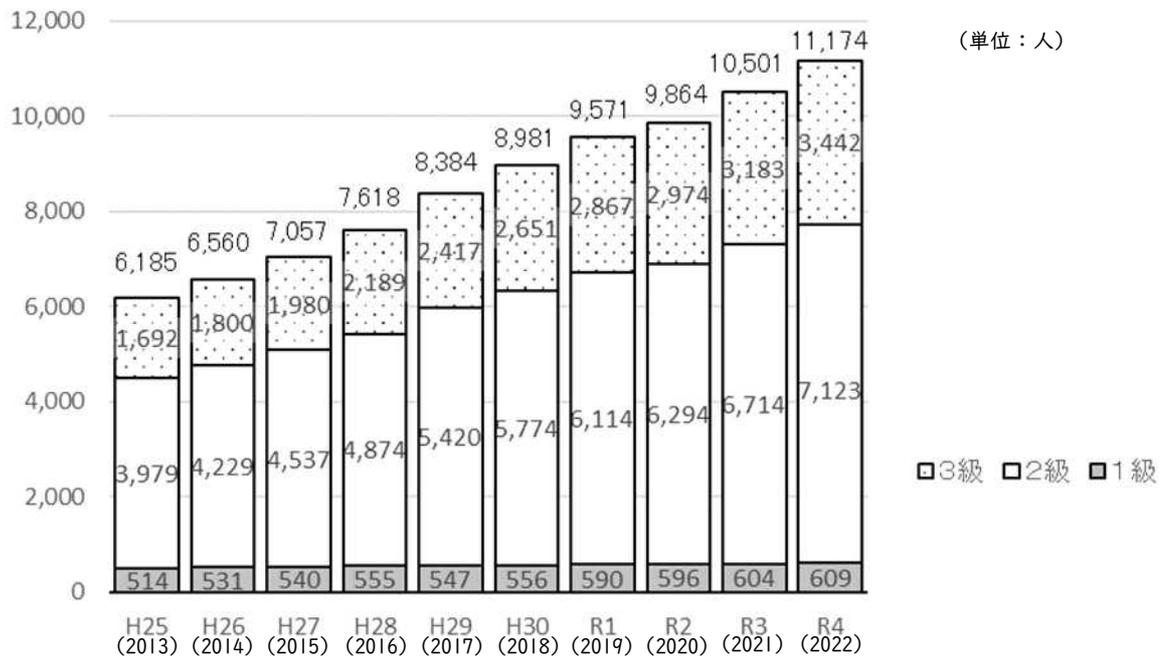
【療育手帳の障害の等級・年齢別人数の推移】



ウ 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を交付されている人の数は令和5（2023）年3月末現在11,174人で、平成25（2013）年度末の6,185人と比較すると、80.7%増加しています。精神障害者保健福祉手帳の障害の等級別では、重度（1級）が609人、中度（2級）が7,123人、軽度（3級）が3,442人となっています。平成25（2013）年度末との比較では、重度（1級）は18.5%増加、中度（2級）は79.0%増加、軽度（3級）は103.4%増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】



エ 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証を交付されている人の数は令和5（2023）年3月末現在8,598人で、平成30（2018）年度末の7,240人と比較すると、18.8%増加しています。

(単位：人)

H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
7,240	7,735	8,454	8,326	8,598

※難病の医療費助成の支給認定に関する事務などが福岡県から本市に平成30（2018）年4月に移行されたため、それ以降の数を記載しています。

2 障害のある人を取り巻く状況

本計画を策定するにあたって参考とするため、市内に居住する障害のある人や障害のある子どもの日常生活の状況やサービス利用状況等について調査を行いました。本節では、調査結果を中心に、障害のある人の生活実態やニーズ等、日常生活の状況や課題等について整理しました。

【出典：令和4（2022）年度 北九州市障害児・者等実態調査】

（1）暮らしの状況

ア 暮らしについて

イ) 障害種別に関係なく、回答者の多くが家族と暮らしています。知的障害のある人では他の障害よりもグループホームや病院、施設に入所している割合が、精神障害のある人では一人で暮らしている割合が高くなっています。

【現在の暮らしの状況】

(%)

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
一人で暮らしている	26.1	8.5	32.3	0.0	1.9	21.8
家族と暮らしている	63.0	64.6	54.4	98.8	91.3	70.5
病院や障害・介護サービス施設に入所している	7.9	11.4	1.9	0.6	1.9	4.1
グループホームで暮らしている	1.3	13.7	8.8	0.0	4.8	2.6
その他	0.6	0.9	1.3	0.0	0.0	0.5
無回答	1.1	0.9	1.3	0.6	0.0	0.5

ロ) 回答者の多くが、今のままの生活を希望していますが、精神障害のある人では一般的な住宅で一人暮らししたい割合も同率で高くなっています。

【今後3年以内の居住意向】

(%)

	身体障害のある人 (n=74)	知的障害のある人 (n=39)	精神障害のある人 (n=10)	障害のある子ども (n=1)	発達障害のある人 (n=2)	難病患者 (n=8)
今のまま生活したい	58.1	76.9	30.0	100.0	0.0	62.5
グループホーム等を利用したい	5.4	5.1	20.0	0.0	0.0	0.0
家族と一緒に生活したい	17.6	10.3	10.0	0.0	0.0	12.5
一般的な住宅で一人暮らししたい	4.1	0.0	30.0	0.0	0.0	12.5
その他	0.0	5.1	10.0	0.0	50.0	0.0
無回答	14.9	2.6	0.0	0.0	50.0	12.5

※現在「病院や障害・介護サービス施設で暮らしている」と答えた人で、今後3年以内に生活したい場所の内訳

ハ) 希望する場所で生活するためには、「困ったときの相談体制や必要な支援」の回答が多くなっています。ただし、精神障害のある人では「障害者に適した住居の確保」、難病患者では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

【希望する場所で生活するために必要と思う支援】

(%)

	身体障害のある人 (n=74)	知的障害のある人 (n=39)	精神障害のある人 (n=10)	障害のある子ども (n=1)	発達障害のある人 (n=2)	難病患者 (n=8)
必要な在宅サービスの確保	21.6	12.8	10.0	100.0	50.0	12.5
障害者に適した住居の確保	28.4	25.6	50.0	100.0	100.0	25.0
経済的な負担の軽減	36.5	28.2	30.0	100.0	50.0	62.5
地域住民等の理解と交流の場の確保	9.5	12.8	30.0	0.0	0.0	0.0
困ったときの相談体制や必要な支援	56.8	53.8	40.0	100.0	100.0	50.0
家族の負担軽減	41.9	38.5	10.0	100.0	50.0	25.0
特に必要ない	5.4	2.6	0.0	0.0	0.0	12.5
分からない	2.7	10.3	20.0	0.0	0.0	0.0
その他	4.1	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	8.1	5.1	10.0	0.0	0.0	12.5

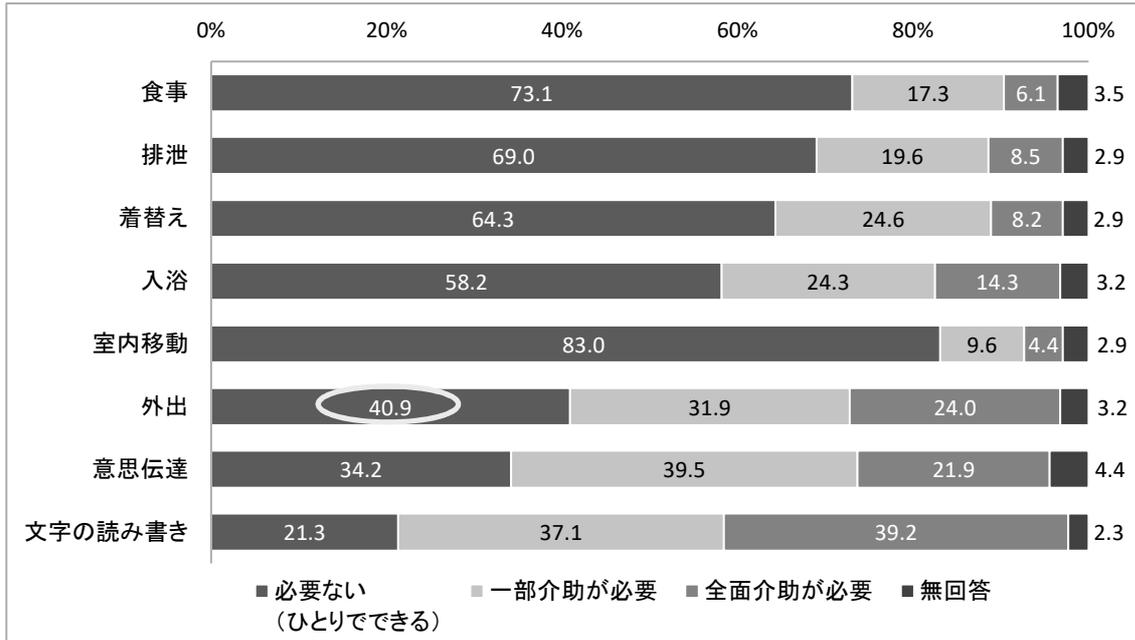
※現在「病院や障害・介護サービス施設で暮らしている」と答えた人で、希望する場所で生活するために必要と思う支援の内訳

二) 回答者のADLについては、特に精神障害のある人や難病患者など「一人でできる」の割合が高い障害種別もありますが、障害が重度である場合に限定してみると、限定しない場合と比べて「一人でできる」人の割合が全体的に少なくなっています。たとえば「外出」は一人でできる人の割合は、知的障害のある人全体では40.9%ですが、重度に限定すると9.0%、精神障害のある人全体では60.4%ですが、重度に限定すると9.5%となっています。

※日常生活動作（ADL）とは、人間が毎日の生活を送るための基本的動作群のことである。

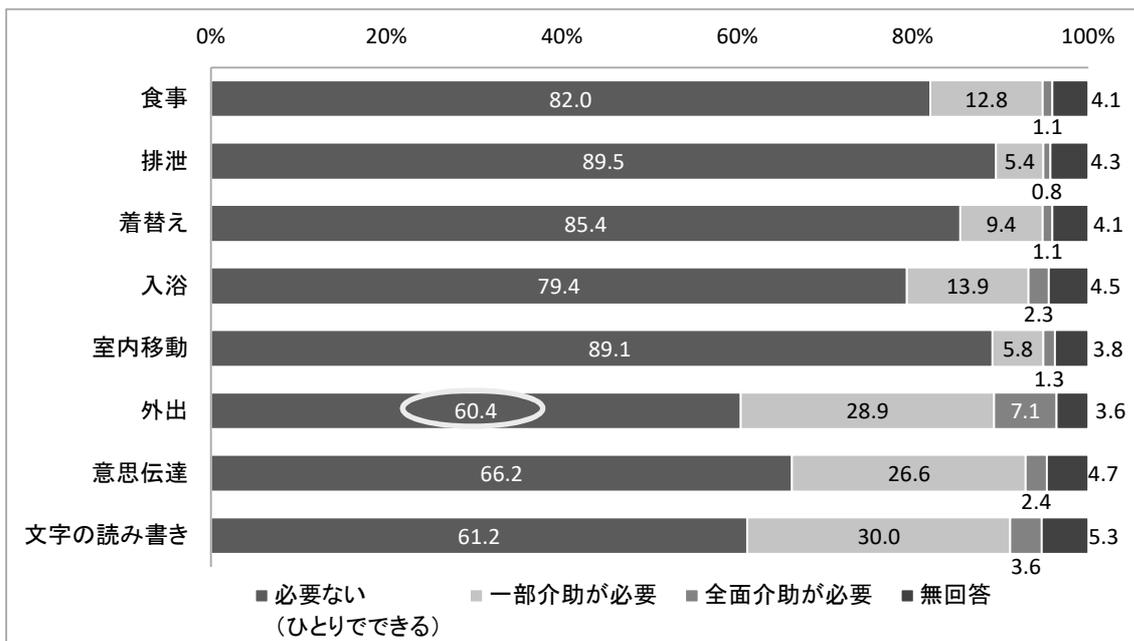
【知的障害のある人のADL】

(n=342)



【精神障害のある人のADL】

(n=533)



障害等級を重度に限定してみると、限定しない場合と比較して「必要ない（ひとりでできる）」の人の割合が全体的に少なくなります。たとえば「排泄」「着替え」「入浴」「外出」の割合は、精神障害のある人全体から、重度に限定すると5割以上減少しています。さらに重度の心身障害がある人では、いずれの項目も「全面介助が必要」が最も高くなっており、多くの人々が介助を必要としていました。

【重度の障害がある人のADL】

(%)

		重度の 身体障害 のある人 (n=786)	重度の 知的障害 のある人 (n=267)	重度の 精神障害 のある人 (n=21)	重度の 心身障害 のある人 (n=82)
食 事	必要ない（ひとりでできる）	63.2	40.8	38.1	12.2
	一部介助が必要	17.3	34.1	42.9	22.0
	全面介助が必要	15.8	23.2	14.3	65.9
	無回答	3.7	1.9	4.8	0.0
排 泄	必要ない（ひとりでできる）	60.1	34.1	38.1	9.8
	一部介助が必要	14.9	37.5	47.6	13.4
	全面介助が必要	21.4	27.3	9.5	75.6
	無回答	3.7	1.1	4.8	1.2
着 替 え	必要ない（ひとりでできる）	55.7	31.8	33.3	7.3
	一部介助が必要	18.1	39.0	47.6	11.0
	全面介助が必要	22.8	27.7	14.3	81.7
	無回答	3.4	1.5	4.8	0.0
入 浴	必要ない（ひとりでできる）	49.4	20.6	28.6	6.1
	一部介助が必要	17.2	37.5	38.1	6.1
	全面介助が必要	30.0	40.8	28.6	86.6
	無回答	3.4	1.1	4.8	1.2
室 内 移 動	必要ない（ひとりでできる）	63.9	61.8	61.9	18.3
	一部介助が必要	15.4	18.4	19.0	22.0
	全面介助が必要	16.9	18.7	9.5	59.8
	無回答	3.8	1.1	9.5	0.0
外 出	必要ない（ひとりでできる）	34.9	9.0	9.5	3.7
	一部介助が必要	28.4	36.3	47.6	14.6
	全面介助が必要	33.3	53.6	38.1	81.7
	無回答	3.4	1.1	4.8	0.0
意 思 伝 達	必要ない（ひとりでできる）	66.8	7.1	33.3	6.1
	一部介助が必要	16.3	44.2	47.6	24.4
	全面介助が必要	13.5	46.1	19.0	67.1
	無回答	3.4	2.6	0.0	2.4
文 字 の 読 み 書 き	必要ない（ひとりでできる）	44.1	2.2	14.3	2.4
	一部介助が必要	24.6	18.7	47.6	7.3
	全面介助が必要	27.6	77.5	28.6	87.8
	無回答	3.7	1.5	9.5	2.4

備考1) 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子ども、発達障害のある人、難病患者のうち、それぞれ身体障害者手帳1-2級保持者、療育手帳A1-A2保持者、精神障害者保健福祉手帳1級保持者、身体障害者手帳1-2級かつ療育手帳A1-A2保持者に限定しています。

備考2) 一部手帳の重複が含まれます。

- ホ) 身体障害のある人と知的障害のある人は 60 歳代、精神障害のある人と難病患者は 50 歳代、障害のある人本人の年齢が低い傾向にある障害のある子どもと発達障害のある人は 40 歳代が最も多くなっています。前述した障害のある子どもと発達障害のある人を除くと、70 歳以上が約 3 割を占めており、高齢化の傾向がみられます。

【主な介助者の年齢】

(%)

	身体障害のある人 (n=462)	知的障害のある人 (n=235)	精神障害のある人 (n=250)	障害のある子ども (n=160)	発達障害のある人 (n=82)	難病患者 (n=67)
10歳代	0.2	0.0	2.4	0.6	0.0	0.0
20歳代	2.2	1.3	2.8	1.9	1.2	4.5
30歳代	6.3	1.7	8.0	30.0	22.0	3.0
40歳代	9.7	3.4	11.6	55.6	37.8	10.4
50歳代	14.5	20.4	26.8	10.6	30.5	29.9
60歳代	29.0	32.3	21.2	0.6	6.1	23.9
70～74歳	20.3	20.4	10.0	0.0	1.2	14.9
75歳以上	15.4	17.4	16.0	0.0	1.2	10.4
無回答	2.4	3.0	1.2	0.6	0.0	3.0

- へ) 新型コロナウイルス感染が拡大した影響として障害種別にかかわらず約半数の人が、人との交流や社会参加の機会の減少、4割の人が精神的な負担の増加を挙げています。生活の場にこもり続けることによる精神的な負担は、家族との関係性が悪化する問題も引き起こしかねず、コロナ後の相談支援や生活支援の際に慎重な配慮が求められています。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

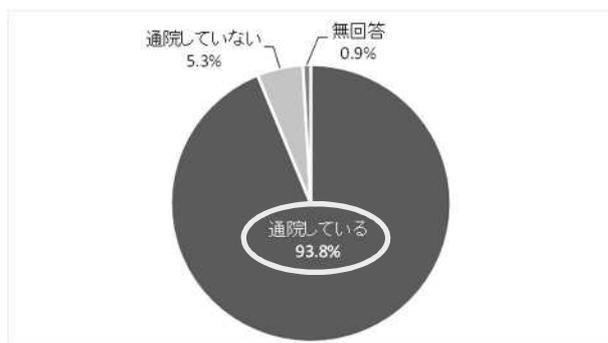
(%)

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
人との交流、社会参加の機会が減った	53.8	54.7	42.0	62.9	67.3	56.5
検診受診や通院を控えるようになった	20.2	14.3	16.5	22.2	15.4	22.8
障害福祉サービスの利用が減った	9.2	21.1	8.1	22.8	18.3	7.3
収入が減った	11.5	9.6	13.3	4.8	4.8	15.0
身体的な負担が増加した	12.2	11.7	14.6	7.8	9.6	10.9
精神的な負担が増加した	31.9	28.9	51.8	26.9	28.8	36.8
その他	11.1	11.1	12.4	13.2	12.5	10.4
無回答	14.6	14.9	13.5	7.2	11.5	13.0

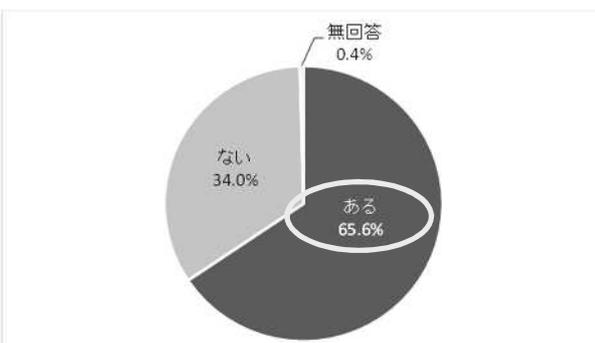
イ 通院状況について（自宅で生活している精神障害のある人のみ）

精神障害のある人のうち約9割が現在、通院しています。回答者の約7割に精神科入院経験がありますが、その約4割が退院後5年以上経過しており、継続的に地域で生活しています。自宅で生活する精神障害のある人の通院頻度は、月に1回程度が最も多くなっています。

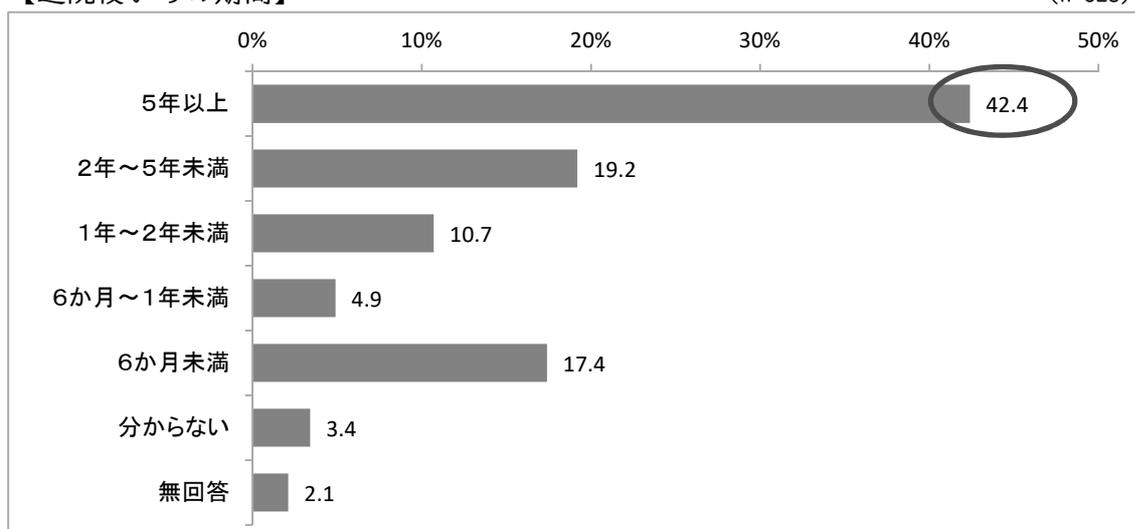
【精神科への通院状況】 (n=533)



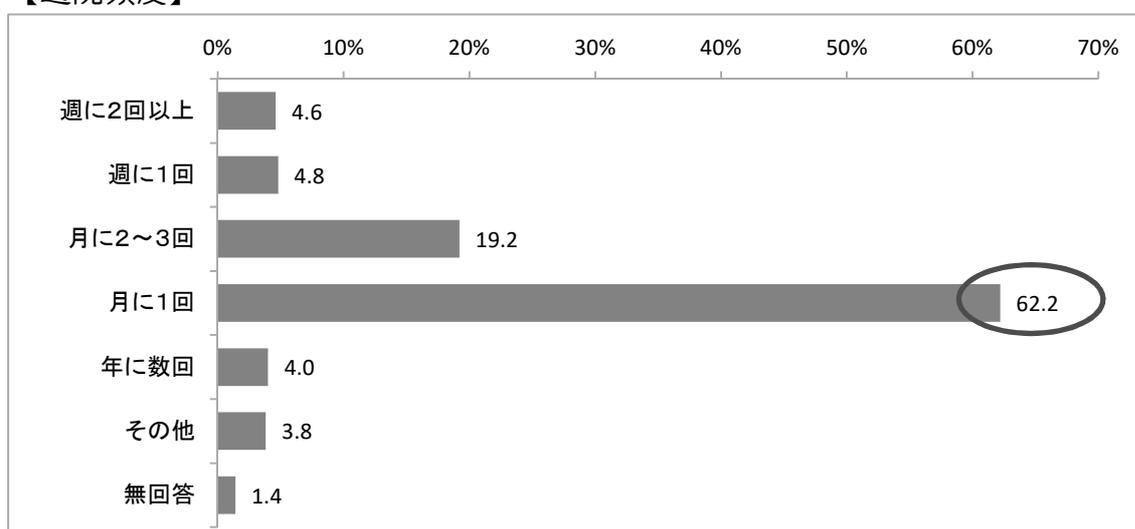
【精神科への入院経験】 (n=500)



【退院後からの期間】 (n=328)



【通院頻度】 (n=500)

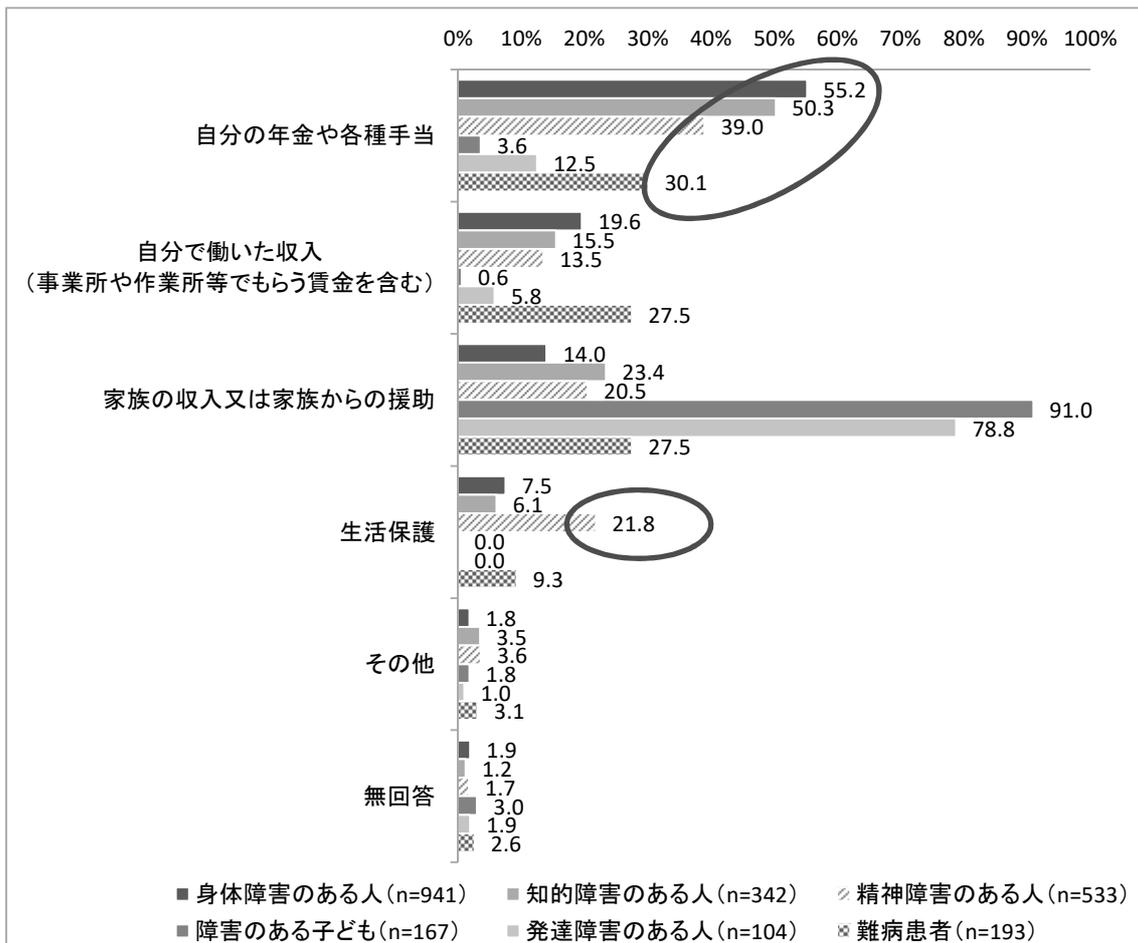


(2) 日中活動と就労、社会参加

ア 収入の状況について

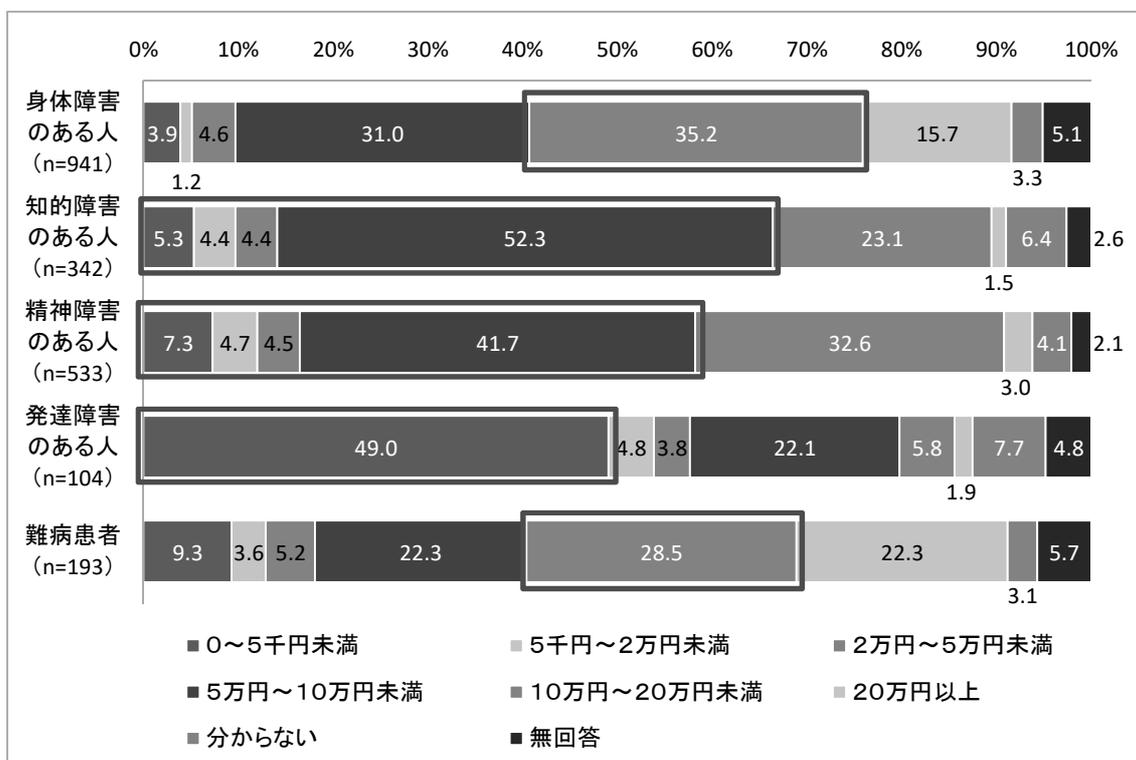
イ) 障害のある子どもと発達障害のある人を除き、すべての障害種別で自分の年金や各種手当が最も多くなっています。一方、精神障害のある人のうち、21.8%の人が生活保護を主な収入源としています。

【主な収入源】



ロ) 月の収入額は、身体障害のある人および難病患者では 10 万円～20 万円未満が最も多く、約 3～4 割程度を占めています。一方、知的障害のある人と精神障害のある人では 6 割程度が 10 万円未満、発達障害のある人では回答者の 7 割近くが 20 歳未満であり、約半数が 0～5 千円未満の収入となっています。

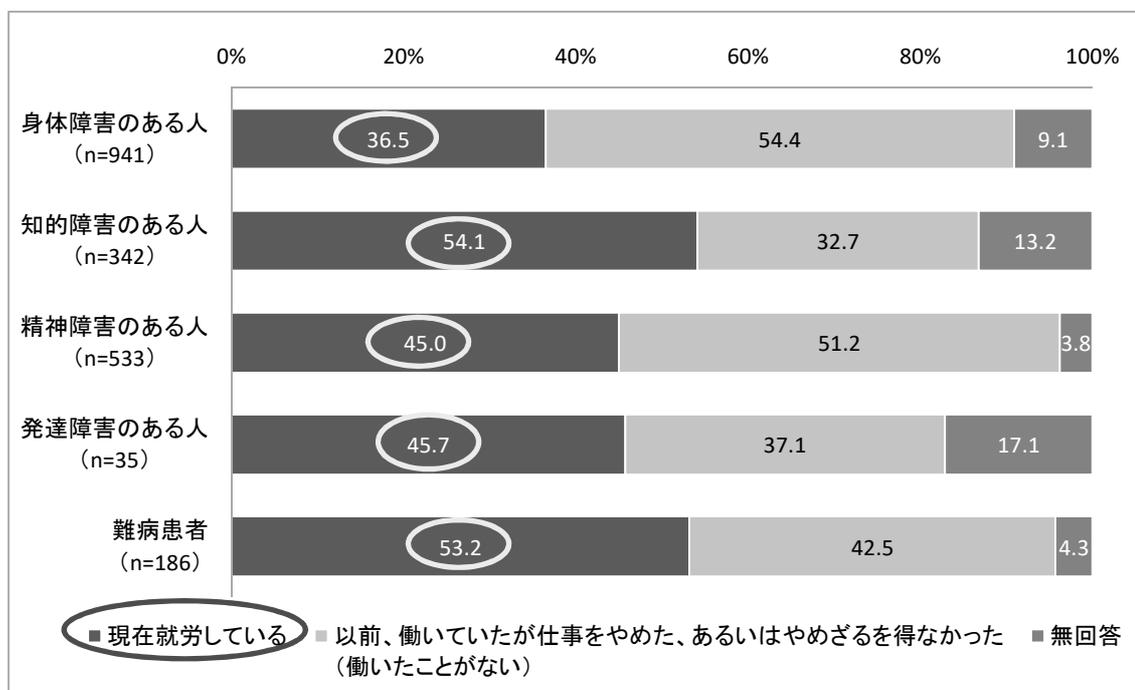
【月の収入額】



イ 仕事について

イ) 全ての障害種別で約4割～5割の人が現在就労しています。また、身体障害のある人と精神障害のある人の約5割が「以前、働いていたが仕事をやめた、あるいはやめざるを得なかった（働いたことがない）」と回答しており、障害の特性に応じた働き方ができるよう支援の必要性が高いと考えられます。

【就労の状況】



※発達障害のある人、難病患者は18歳未満を除いています。

ロ) 身体障害のある人と難病患者では正規雇用が最も多く、それ以外の障害種別では就労移行支援事業所などでの就労が最も多くなっています。パート・アルバイトなどの非正規雇用については、すべての障害種別で2割程度を占めています。

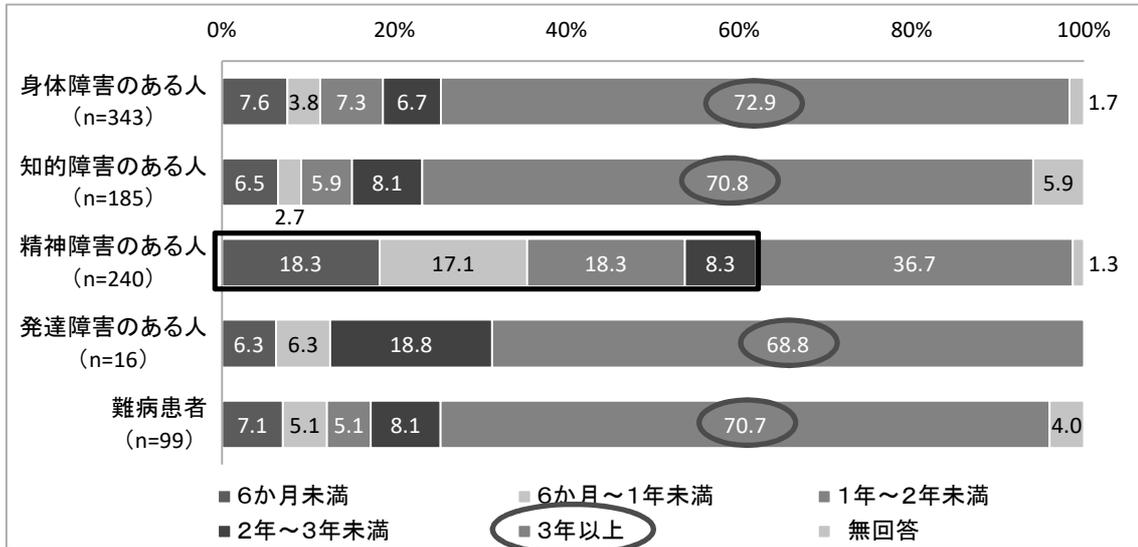
【勤労形態】

(%)

	身体障害のある人 (n=343)	知的障害のある人 (n=185)	精神障害のある人 (n=240)	発達障害のある人 (n=16)	難病患者 (n=99)
正規雇用（正社員）で、他の社員と勤務条件等に違いはない	29.2	6.5	7.1	12.5	37.4
正規雇用（正社員）で、短時間勤務などの障害者配慮がある	6.4	4.9	3.3	6.3	2.0
パート・アルバイトなどの非正規雇用（短時間労働や派遣社員など）	25.4	17.3	21.7	18.8	21.2
自営業	11.4	0.5	0.8	0.0	10.1
在宅勤務	2.0	0.0	1.7	0.0	0.0
就労移行支援事業所・就労継続支援事業所・小規模共同作業所など	22.7	62.2	61.7	62.5	22.2
その他	2.0	1.6	2.5	0.0	6.1
無回答	0.9	7.0	1.3	0.0	1.0

ハ) 精神障害のある人のみ、就労継続期間2年未満の人が半数以上を占めているのに対し、他の障害種別では約6割～7割が3年以上継続して働いています。

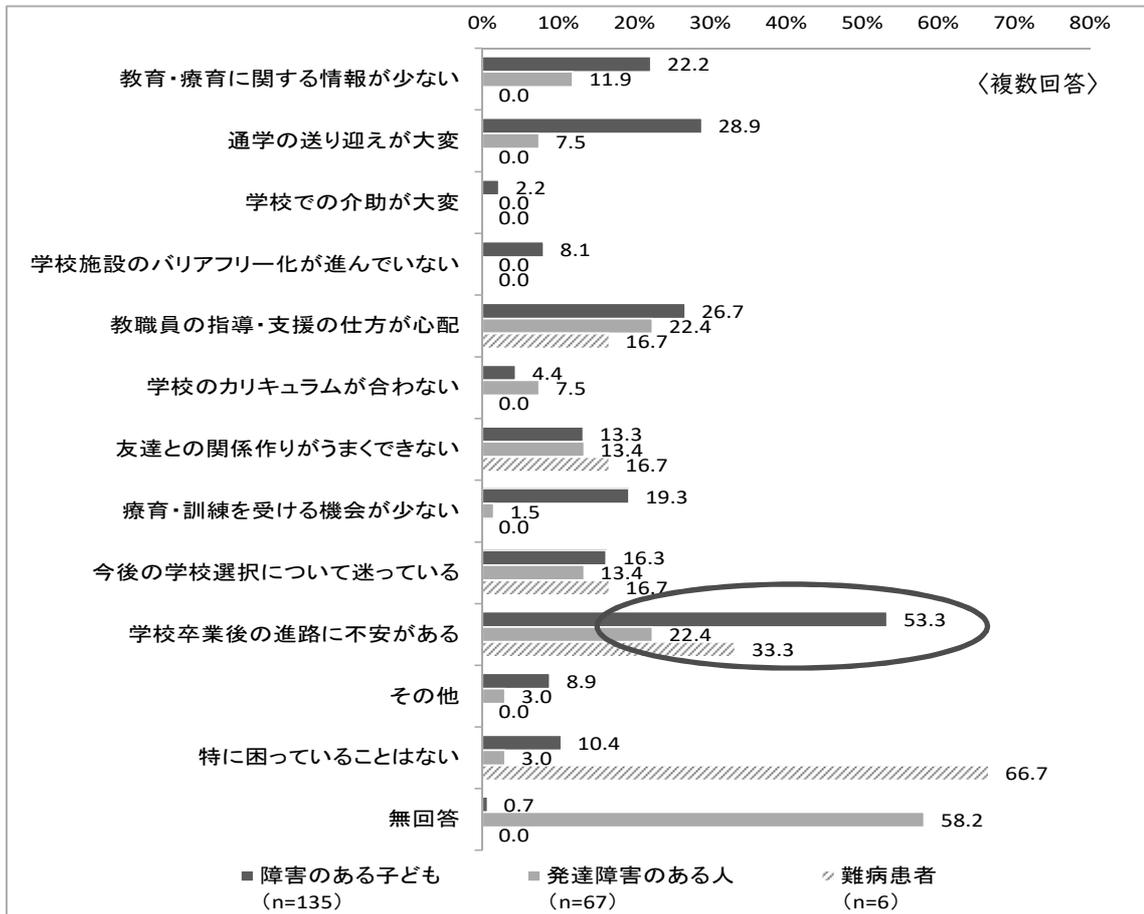
【就労継続期間】



ウ 学校や教育について

イ) 障害のある子どもの5割程度、発達障害のある人の2割程度の人が、学校卒業後の進路に不安を感じています。

【学校での困りごと（障害のある子ども、発達障害のある人、難病患者のみ）】



(3) 支援体制と障害福祉サービス

ア 生活に関する悩みなどの相談について

イ) いずれの障害種別も、生活に関する悩み・不安の相談相手としては「家族や親せき」を最も多く挙げています。続いて多かった相談相手は、「利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員」のほか「友人・知人・地域の人」でした。障害のある子ども、発達障害のある人では「友人・知人・地域の人」よりも「通園施設や学校などの先生」が多くなっています。

【生活に関する悩み・不安の相談相手（上位5位）】

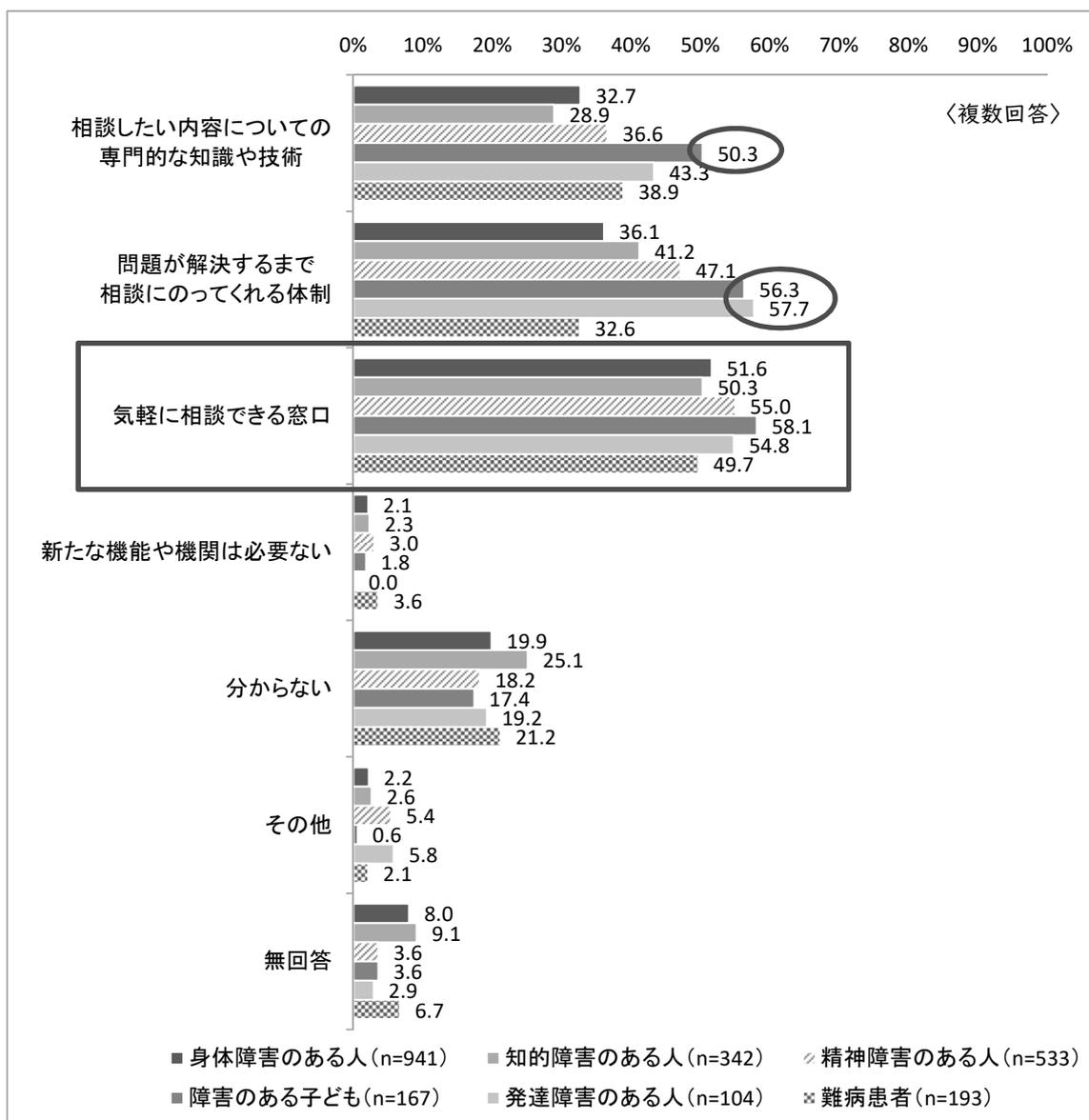
〈複数回答〉

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
1位	家族や親せき (62.5%)	家族や親せき (57.3%)	家族や親せき (52.5%)	家族や親せき (70.7%)	家族や親せき (82.7%)	家族や親せき (61.7%)
2位	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (28.1%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (40.9%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (50.7%)	通園施設や学校などの先生 (29.3%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (30.8%)	友人・知人・地域の人 (29.0%)
3位	友人・知人・地域の人 (21.1%)	友人・知人・地域の人 (10.5%)	友人・知人・地域の人 (23.6%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (20.4%)	通園施設や学校などの先生 (23.1%)	利用している障害・介護サービス事業所、医療機関の職員 (22.8%)
4位	行政の相談窓口 (8.2%)	職場の上司や同僚 (9.1%)	行政の相談窓口 (13.9%)	友人・知人・地域の人 (9.0%)	友人・知人・地域の人 (14.4%)	職場の上司や同僚 (8.3%)
						行政の相談窓口 (8.3%)
5位	職場の上司や同僚 (5.0%)	行政の相談窓口 (8.8%)	職場の上司や同僚 (7.9%)	その他 (7.2%)	その他 (7.7%)	

〈参考〉	相談できる人がいない (4.6%)	相談できる人がいない (2.3%)	相談できる人がいない (7.5%)	相談できる人がいない (2.4%)	相談できる人がいない (0.0%)	相談できる人がいない (3.1%)
	相談しない (7.7%)	相談しない (6.1%)	相談しない (5.6%)	相談しない (7.8%)	相談しない (6.7%)	相談しない (9.8%)

ロ) 今後、相談機関に求めるものとしては、どの障害種別でも約半数が「気軽に相談できる窓口」を挙げていました。また、障害のある子どもにおいては「専門的な知識や技術」「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」、発達障害のある人においては「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」が半数を超えています。

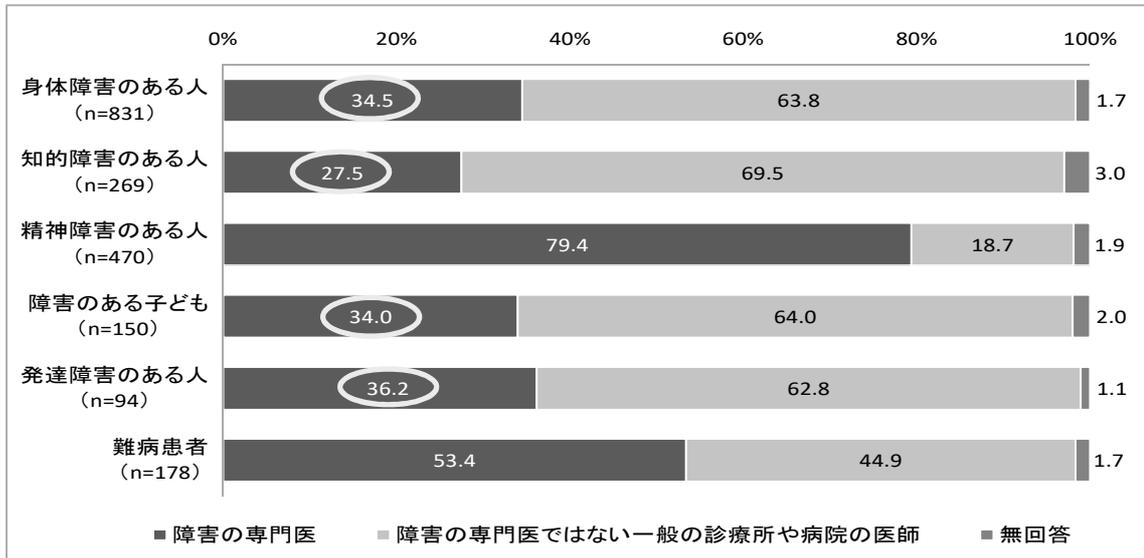
【相談機関に必要なこと】



イ 医療機関の利用について

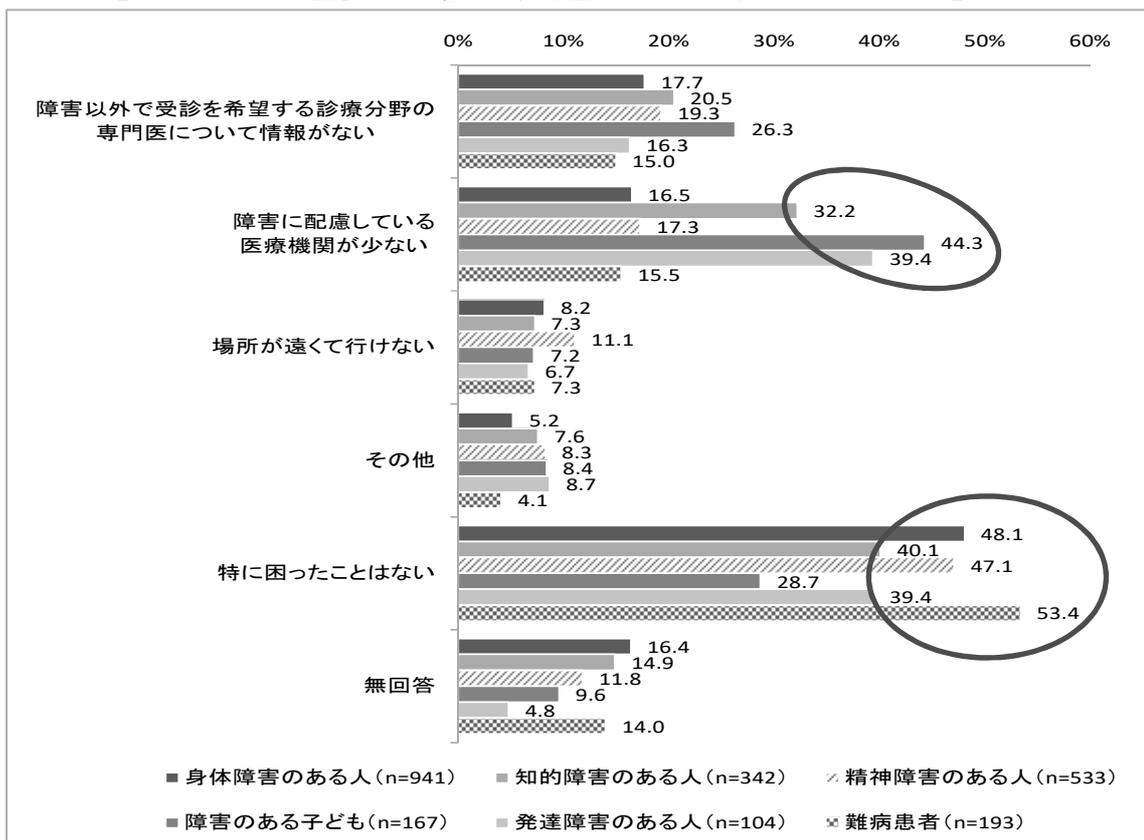
イ) 精神障害のある人と難病患者を除き、かかりつけ医が障害の専門医である割合は3割程度となっています。

【「かかりつけ医」は障害の専門医かどうか】



ロ) かかりつけ医や障害の専門医以外の診察で困ったこととして、障害のある子ども以外は「特に困ったことはない」が最も多く、知的障害のある人と障害のある子ども、発達障害のある人では「障害に配慮している医療機関が少ない」が多くなっていました。

【「かかりつけ医」や障害の専門医以外の診察で困ったこと】



ウ 障害福祉サービス等の利用について

イ) 身体障害のある人では「居宅介護」「同行援護」「生活介護」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「移動支援事業」の利用が比較的多く、将来的には特に「居宅介護」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「移動支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（身体障害のある人）】(n=941)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ 必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	18.6	69.4	15.0	47.8
		重度訪問介護	4.8	79.2	5.8	55.5
		同行援護	10.4	74.1	8.3	54.0
		行動援護	2.4	78.7	3.4	56.7
		重度障害者等包括支援	3.2	79.2	3.6	56.7
		施設入所支援	3.8	79.4	4.6	55.5
		短期入所（ショートステイ）	5.7	77.3	8.3	52.9
		療養介護	4.1	78.4	4.4	55.5
		生活介護	11.6	72.6	10.3	52.5
	訓練等給付	自立生活援助	6.6	76.9	6.0	54.1
		共同生活援助（グループホーム）	2.1	80.7	3.3	57.7
		自立訓練	6.6	76.1	7.9	52.7
		就労移行支援	2.2	80.0	3.6	57.1
		就労継続支援	5.8	76.3	7.4	54.7
		就労定着支援	1.4	79.7	2.7	57.9
	支相計 援談画	計画相談支援	16.5	61.4	15.0	44.3
	談地 支域 援相	地域移行支援	2.1	80.0	4.4	53.7
		地域定着支援	3.8	78.6	7.7	51.1
	地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	1.7	84.1	2.4	61.6
手話通訳派遣事業		1.3	81.6	1.1	64.5	
要約筆記派遣事業		0.9	81.0	1.1	63.9	
日常生活用具の給付		23.3	62.1	25.8	40.0	
移動支援事業		9.1	75.2	12.4	51.4	
地域活動支援センター		2.3	81.2	5.8	55.3	
訪問入浴サービス事業		2.2	81.4	3.4	60.6	
福祉ホーム		0.5	82.7	4.3	58.9	
日中一時支援事業（日帰りショート）		2.8	80.4	5.4	57.7	
パソコンサポーター		1.0	83.2	8.7	54.9	
障害者スポーツ教室		1.6	81.7	10.8	52.7	
中途視覚障害者緊急生活訓練事業		1.8	80.8	5.1	59.2	
重度障害者大学等進学支援事業		0.2	80.0	0.9	63.3	
重度障害者等就労支援特別事業		0.1	80.6	1.8	61.2	

- ロ) 知的障害のある人では「短期入所」「生活介護」「共同生活援助」「就労継続支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「行動援護」「短期入所」「生活介護」「共同生活援助」「就労継続支援」「計画相談支援」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（知的障害のある人）】 (n=342)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	6.7	75.1	7.3	48.2
		重度訪問介護	0.6	78.1	2.3	52.0
		同行援護	0.6	77.8	2.3	52.6
		行動援護	7.6	75.1	13.2	41.2
		重度障害者等包括支援	0.6	77.8	2.0	52.9
		施設入所支援	8.5	71.6	9.9	45.6
		短期入所（ショートステイ）	16.1	66.1	23.4	38.6
		療養介護	2.9	74.9	4.7	50.9
		生活介護	22.2	60.2	19.0	41.8
	訓練等給付	自立生活援助	3.5	74.3	8.8	41.8
		共同生活援助（グループホーム）	13.7	69.3	16.4	39.2
		自立訓練	5.8	74.6	10.2	42.1
		就労移行支援	4.4	73.4	7.6	43.3
		就労継続支援	25.1	56.4	23.4	32.7
		就労定着支援	4.4	72.5	5.8	47.1
	支相計 援談画	計画相談支援	34.2	43.0	26.9	27.2
	談地 支域 援相	地域移行支援	2.6	73.1	7.3	40.4
地域定着支援		2.6	74.3	8.5	37.7	
地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	4.4	79.2	8.2	41.8	
	手話通訳派遣事業	0.3	75.7	0.6	53.2	
	要約筆記派遣事業	0.3	75.7	0.6	52.6	
	日常生活用具の給付	4.4	75.4	5.0	50.9	
	移動支援事業	5.8	74.6	12.9	44.7	
	地域活動支援センター	3.8	75.7	9.4	40.9	
	訪問入浴サービス事業	0.6	78.7	1.8	54.7	
	福祉ホーム	1.5	77.2	5.8	48.0	
	日中一時支援事業（日帰りショート）	8.2	71.6	14.0	43.9	
	パソコンサポーター	1.2	78.1	7.0	48.8	
	障害者スポーツ教室	2.9	75.7	15.8	39.8	
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	0.3	77.5	2.0	53.2	
	重度障害者大学等進学支援事業	0.0	77.2	0.3	55.0	
	重度障害者等就労支援特別事業	0.0	77.2	0.3	53.5	

- ハ) 精神障害のある人では「居宅介護」「自立生活援助」「就労移行支援」「就労継続支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「居宅介護」「自立生活援助」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「計画相談支援」「地域定着支援」「パソコンサポーター」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（精神障害のある人）】(n=533)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	16.3	72.6	13.3	51.2
		重度訪問介護	1.9	82.4	2.6	62.9
		同行援護	1.3	83.3	2.8	61.5
		行動援護	4.1	82.0	8.3	54.4
		重度障害者等包括支援	0.8	83.9	1.9	62.3
		施設入所支援	0.6	84.2	2.1	63.0
		短期入所（ショートステイ）	3.9	81.8	5.6	58.9
		療養介護	1.5	83.7	3.8	60.4
	生活介護	3.9	81.2	4.3	59.3	
	訓練等給付	自立生活援助	16.5	69.8	21.0	42.8
		共同生活援助（グループホーム）	7.7	78.4	10.3	52.2
		自立訓練	8.1	77.3	13.7	44.3
		就労移行支援	12.4	73.4	17.8	36.6
		就労継続支援	20.8	65.5	25.9	30.6
		就労定着支援	6.0	78.6	15.4	39.8
	支相計 援談画	計画相談支援	37.3	48.8	32.8	33.0
談地 支域 援相	地域移行支援	5.1	79.5	12.0	45.8	
	地域定着支援	7.3	77.7	16.3	43.3	
地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	2.8	84.6	5.8	52.0	
	手話通訳派遣事業	0.0	85.4	0.6	65.3	
	要約筆記派遣事業	0.0	85.4	0.6	65.3	
	日常生活用具の給付	2.6	83.9	7.3	58.7	
	移動支援事業	1.7	84.4	6.4	58.3	
	地域活動支援センター	3.4	82.7	10.7	50.3	
	訪問入浴サービス事業	0.6	85.2	2.4	64.2	
	福祉ホーム	2.1	84.2	8.1	55.9	
	日中一時支援事業（日帰りショート）	3.2	82.4	7.5	57.2	
	パソコンサポーター	0.2	85.9	13.7	48.4	
	障害者スポーツ教室	0.9	85.4	12.6	50.7	
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	0.6	85.2	3.6	60.8	
	重度障害者大学等進学支援事業	0.0	85.4	1.1	64.4	
	重度障害者等就労支援特別事業	0.4	85.0	1.9	62.3	

二) 障害のある子どもでは「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」「日中一時支援事業」の利用が比較的多く、将来的には特に「短期入所」「自立訓練」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」「地域定着支援」「日常生活用具の給付」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。なかでも「放課後等デイサービス」については約7割の人が今後利用したいと答えていました。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（障害のある子ども）】(n=167)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必要ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	3.0	92.8	6.6	76.0
		重度訪問介護	-	-	4.2	79.0
		同行援護	0.0	94.6	1.2	83.2
		行動援護	2.4	92.8	12.6	62.3
		重度障害者等包括支援	0.6	97.0	3.0	78.4
		施設入所支援	-	-	4.2	77.2
		短期入所（ショートステイ）	6.6	91.0	21.0	58.7
		療養介護	-	-	2.4	80.2
		生活介護	-	-	8.4	77.2
	訓練等給付	自立生活援助	-	-	9.6	74.3
		共同生活援助（グループホーム）	-	-	3.0	77.8
		自立訓練	-	-	18.6	61.1
		就労移行支援	-	-	9.0	72.5
		就労継続支援	-	-	9.6	71.9
		就労定着支援	-	-	6.6	76.6
	障害児通所支援	児童発達支援	40.7	55.7	41.9	36.5
		医療型児童発達支援	4.8	91.0	13.2	60.5
		放課後等デイサービス	61.7	37.1	69.5	13.2
		居宅訪問型児童発達支援	0.0	97.0	4.8	77.8
		保育所等訪問支援	11.4	86.2	11.4	68.9
	支入所 障害児	福祉型障害児入所施設	1.8	95.8	5.4	73.1
		医療型障害児入所施設	1.8	95.8	2.4	79.0
	談計 支画 援相	障害児相談支援	48.5	49.1	49.1	29.3
計画相談支援		59.3	38.9	59.9	22.2	
談地 支域 援相	地域移行支援	4.8	92.2	11.4	63.5	
	地域定着支援	4.2	92.8	18.0	55.1	
地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	-	-	6.0	76.0	
	手話通訳派遣事業	0.6	97.0	1.8	85.6	
	要約筆記派遣事業	0.0	97.6	1.8	85.0	
	日常生活用具の給付	15.6	82.0	19.2	62.9	
	移動支援事業	1.8	95.2	10.8	73.7	
	地域活動支援センター	1.8	95.8	13.2	64.7	
	訪問入浴サービス事業	0.0	97.6	3.6	83.2	
	福祉ホーム	-	-	3.0	82.0	
	日中一時支援事業（日帰りショート）	13.8	83.2	26.9	53.3	
	パソコンサポーター	0.0	97.6	6.6	76.0	
	障害者スポーツ教室	3.6	94.0	28.1	50.9	
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	0.0	97.6	3.6	83.8	
	重度障害者大学等進学支援事業	-	-	1.2	86.2	
	重度障害者等就労支援特別事業	0.0	97.6	1.8	86.8	

ホ) 発達障害のある人では「生活介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」の利用が比較的多く、将来的には特に「短期入所」「共同生活援助」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「計画相談支援」「移動支援事業」「日中一時支援事業」「障害者スポーツ教室」を利用したいと答える傾向にあります。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（発達障害のある人）】 (n=104)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	2.9	92.3	2.9	81.7
		重度訪問介護	0.0	94.2	1.0	85.6
		同行支援	0.0	94.2	1.0	84.6
		行動支援	2.9	91.3	10.6	67.3
		重度障害者等包括支援	0.0	94.2	1.9	77.9
		施設入所支援	1.9	93.3	4.8	76.9
		短期入所（ショートステイ）	4.8	91.3	18.3	68.3
		療養介護	0.0	95.2	1.0	84.6
		生活介護	12.5	82.7	11.5	69.2
	訓練等給付	自立生活援助	1.0	94.2	6.7	67.3
		共同生活援助（グループホーム）	5.8	90.4	17.3	64.4
		自立訓練	0.0	95.2	12.5	62.5
		就労移行支援	0.0	95.2	9.6	65.4
		就労継続支援	6.7	89.4	11.5	66.3
		就労定着支援	0.0	95.2	5.8	72.1
	障害児通所支援	児童発達支援	17.4	79.7	27.5	53.6
		医療型児童発達支援	1.4	94.2	7.2	68.1
		放課後等デイサービス	69.6	27.5	62.3	26.1
		居宅訪問型児童発達支援	0.0	92.8	0.0	82.6
		保育所等訪問支援	1.4	91.3	2.9	79.7
	支所障害児	福祉型障害児入所施設	0.0	92.8	1.4	84.1
		医療型障害児入所施設	0.0	92.8	1.4	82.6
	計画相談支援	障害児相談支援	31.9	62.3	30.4	53.6
		計画相談支援	45.2	49.0	45.2	38.5
	地域支援相談	地域移行支援	1.9	92.3	8.7	69.2
		地域定着支援	1.0	93.3	9.6	64.4
	地域生活支援等	成年後見制度利用支援事業	1.9	93.3	9.6	66.3
手話通訳派遣事業		0.0	94.2	0.0	82.7	
要約筆記派遣事業		0.0	94.2	0.0	81.7	
日常生活用具の給付		1.0	93.3	3.8	83.7	
移動支援事業		7.7	86.5	19.2	64.4	
地域活動支援センター		1.0	93.3	12.5	63.5	
訪問入浴サービス事業		0.0	94.2	0.0	89.4	
福祉ホーム		1.0	92.3	1.0	81.7	
日中一時支援事業（日帰りショート）		4.8	89.4	15.4	70.2	
パソコンサポーター		0.0	95.2	8.7	74.0	
障害者スポーツ教室		5.8	88.5	29.8	49.0	
中途視覚障害者緊急生活訓練事業		0.0	94.2	1.9	82.7	
重度障害者大学等進学支援事業		0.0	94.2	1.0	84.6	
重度障害者等就労支援特別事業		0.0	94.2	1.0	82.7	

※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、障害児相談支援は18歳未満の回答です。(n=69)

へ) 難病患者では「居宅介護」「障害児相談支援」「計画相談支援」「日常生活用具の給付」の利用が比較的多く、将来的に利用したいサービスも同様のものでした。

【障害福祉サービス等の利用状況と利用予定（難病患者）】 (n=193)

		利用状況		利用予定		
		利用している (%)	利用していない (%)	利用したい (%)	今のところ 必用ない (%)	
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	11.9	80.3	11.4	63.2
		重度訪問介護	3.6	87.6	3.1	70.5
		同行援護	1.0	88.6	2.1	74.6
		行動援護	2.1	88.6	2.1	71.5
		重度障害者等包括支援	1.6	90.2	2.6	68.4
		施設入所支援	5.2	88.6	2.6	71.0
		短期入所（ショートステイ）	3.6	88.1	8.8	67.9
		療養介護	1.6	90.2	2.6	70.5
		生活介護	7.3	85.5	4.1	71.0
	訓練等給付	自立生活援助	4.7	86.5	5.7	69.4
		共同生活援助（グループホーム）	3.1	89.6	4.7	71.0
		自立訓練	5.2	86.5	9.3	66.3
		就労移行支援	2.6	89.6	6.2	69.9
		就労継続支援	9.3	82.9	9.8	65.3
		就労定着支援	1.0	90.2	6.2	71.0
	障害児通所支援	児童発達支援	0.0	100.0	0.0	100.0
		医療型児童発達支援	0.0	100.0	0.0	100.0
		放課後等デイサービス	0.0	100.0	14.3	85.7
		居宅訪問型児童発達支援	0.0	100.0	0.0	100.0
		保育所等訪問支援	0.0	100.0	14.3	85.7
	障害児 支入所 支援	福祉型障害児入所施設	0.0	100.0	0.0	100.0
		医療型障害児入所施設	0.0	100.0	0.0	100.0
	計 支 画 相 談 支 援	障害児相談支援	14.3	85.7	14.3	85.7
		計画相談支援	17.1	72.0	15.5	59.6
	地 支 域 支 援 相	地域移行支援	1.6	89.1	4.1	69.4
		地域定着支援	3.1	88.1	8.8	66.8
	地 域 生 活 支 援 等	成年後見制度利用支援事業	1.0	92.2	5.7	70.5
		手話通訳派遣事業	0.0	90.7	0.5	80.8
		要約筆記派遣事業	0.0	90.7	0.0	81.3
		日常生活用具の給付	14.0	78.8	14.5	61.1
移動支援事業		3.1	89.1	8.8	69.4	
地域活動支援センター		0.5	92.2	6.2	70.5	
訪問入浴サービス事業		1.6	90.7	3.1	74.1	
福祉ホーム		0.5	91.7	4.7	71.5	
日中一時支援事業（日帰りショート）		1.6	90.2	6.2	68.4	
パソコンサポーター		1.0	92.2	5.7	73.1	
障害者スポーツ教室		0.0	91.7	5.7	73.1	
中途視覚障害者緊急生活訓練事業		0.5	90.7	2.6	78.2	
重度障害者大学等進学支援事業		0.0	90.2	0.5	78.8	
重度障害者等就労支援特別事業		0.5	89.6	1.6	79.3	

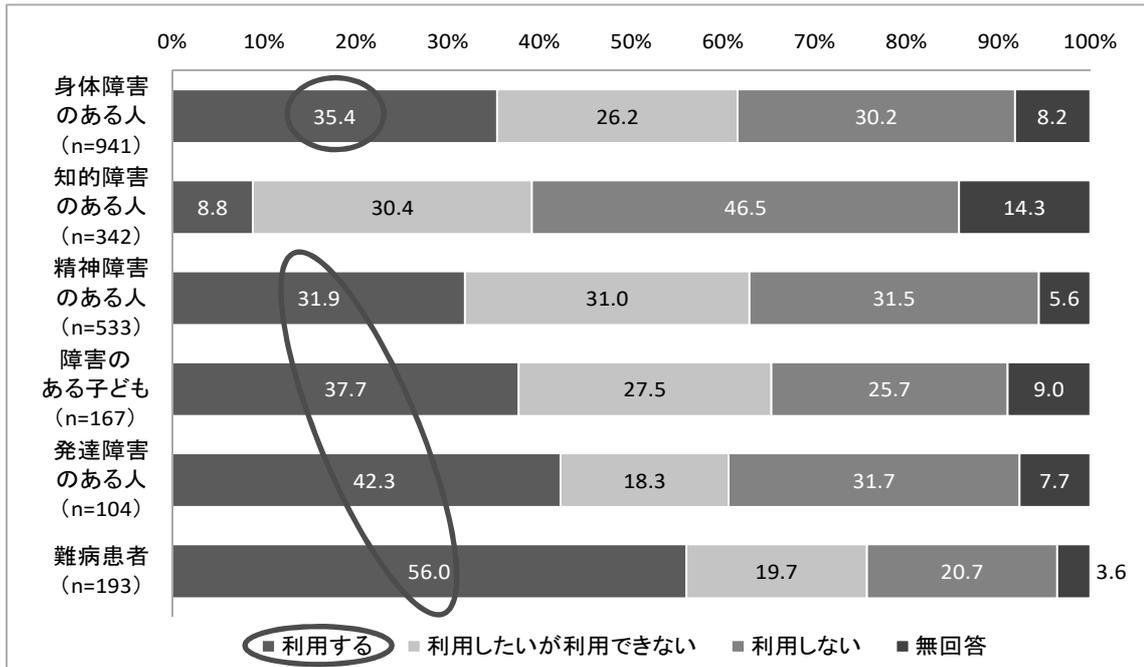
※児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、障害児相談支援は18歳未満の回答です。(n=7)

(4) 地域生活と防災、人権

ア 情報収集・コミュニケーション支援について

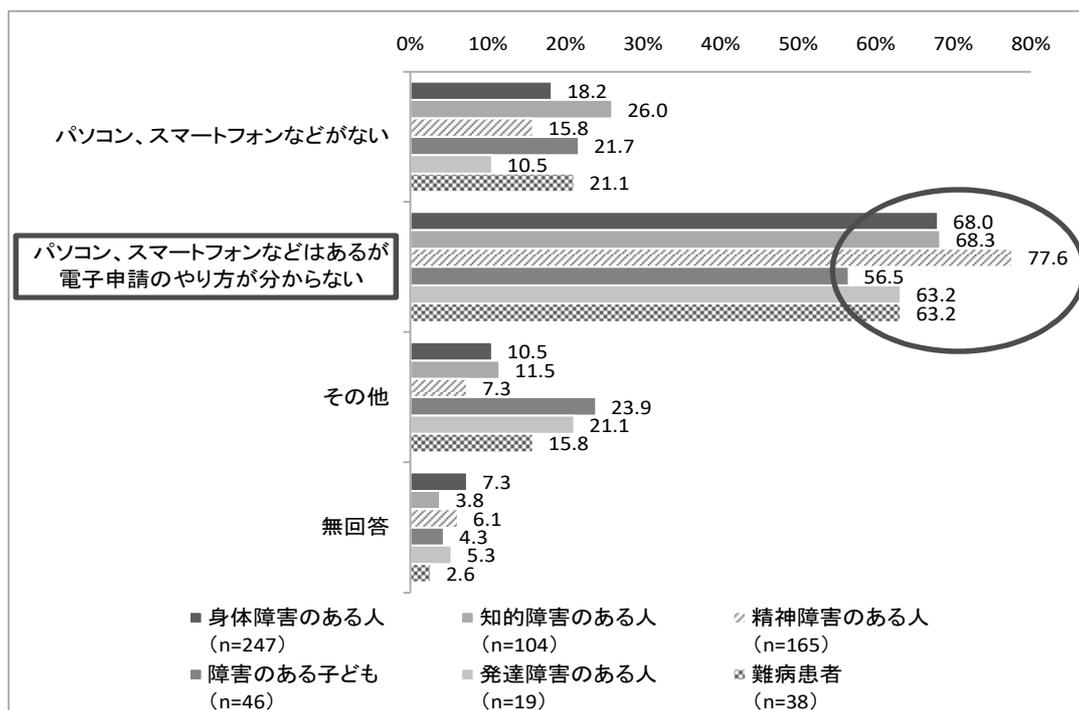
- イ) 知的障害のある人を除き利用希望が多い傾向にあります。 「利用したいが利用できない」と「利用しない」との回答も2～3割程度を占めています。
- ロ) いずれの障害種別も「パソコン、スマートフォンなどはあるが電子申請のやり方が分からない」が最も多くなっています。

【電子申請の利用意向】



【電子申請できない理由】

〈複数回答〉



イ 災害時の対応について

イ) 災害時に必要な支援として「避難のときに、声かけや誘導などをしてもらえること」「避難所での障害や医療に対しての必要な配慮が得られること」が特に求められています。また、身体障害のある人や知的障害のある人、障害のある子どもでは「避難のときに、介助してくれること」も必要とされている傾向にあります。

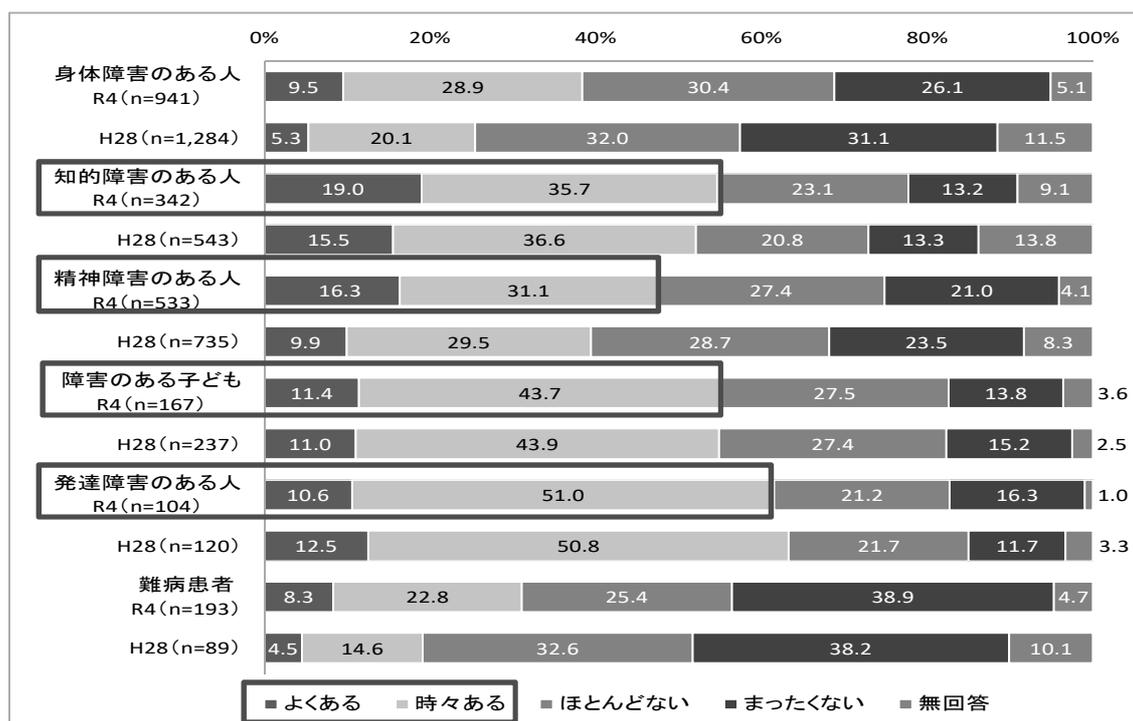
〈複数回答〉(%)

	身体障害のある人 (n=941)	知的障害のある人 (n=342)	精神障害のある人 (n=533)	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
避難のときに、声かけや誘導などをしてもらえること	41.9	59.1	49.2	58.7	66.3	31.6
避難のときに、介助してくれること	43.9	41.2	15.4	55.7	32.7	22.3
災害情報や避難情報などがわかりやすい表示板や放送で提供されること	28.5	24.3	37.7	28.7	26.0	28.5
避難所での障害や医療に対しての必要な配慮が得られること	46.4	47.7	43.5	52.7	41.3	37.8
指定避難所以外の場所に避難している人も支援してもらえること	27.7	27.8	27.8	35.3	34.6	30.1
その他	1.8	1.5	3.6	4.2	7.7	1.6
特に必要ない	10.9	4.7	10.9	3.0	7.7	21.8
分からない	6.5	9.9	11.4	3.6	3.8	4.7
無回答	4.4	6.4	3.6	3.6	2.9	5.2

ウ 障害のある人の人権や差別問題について

イ) 差別を受けた経験については、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子ども、発達障害のある人で半数程度を占めていました。平成28(2016)年調査結果と比較しても概ね増えています。

【差別を受けた経験】



ロ) 差別解消のために必要な取組として、「学校の授業などで福祉の学習をする」が最も多く選ばれており、他にも「障害者とともに過ごす機会を増やす」が多く挙げられていました。障害者理解の推進のために、啓発・広報活動のほか、障害のある人と地域で交流する機会を増やすことが肝要だと考えられます。

【差別やいやな思いを軽減するために必要と思うこと】〈複数回答〉(%)

	身体障害 のある人 (n=941)	知的障害 のある人 (n=342)	精神障害 のある人 (n=533)	障害の ある子ども (n=167)	発達障害 のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
北九州市が講演会や冊子などで啓発する	20.8	21.9	22.7	11.4	26.0	24.9
学校の授業などで福祉の学習をする	42.2	41.5	35.3	68.3	63.5	44.6
地域での交流やボランティア活動などで、障害者とともに過ごす機会を増やす	29.8	34.8	21.4	39.5	37.5	23.8
障害者団体や関係団体などが啓発する	14.0	16.4	20.3	12.6	19.2	13.5
市の相談窓口を増やす	22.7	19.3	30.4	20.4	15.4	20.2
その他	6.8	3.2	10.9	9.0	11.5	5.7
分からない	25.1	26.3	28.1	18.6	22.1	28.5
無回答	8.7	13.2	6.0	3.0	1.0	5.2

(5) 市政への要望、意見

ア 保護者への質問（障害のある子ども・発達障害のある人のみ）

イ) 障害のある子どもをもつ家族に対して必要な支援として、要望が特に強いのは「義務教育から高等教育や就職まで、切れ目なく相談できる体制」「早い段階から、教育に関する支援制度の情報を提供する体制」「保護者が病気の時など、緊急時に対応してもらえる体制」でした。

【障害のある子どもを持つ家族に対して必要な支援】〈複数回答〉(%)

	障害のある子ども (n=167)	発達障害のある人 (n=104)
早い段階から、教育に関する支援制度の情報を提供する体制	67.7	75.0
義務教育から高等教育や就職まで、切れ目なく相談できる体制	83.2	84.6
障害のある子どもを持つ保護者の経験を共有する機会	45.5	53.8
通園、通学の支援	63.5	34.6
医療的ケアの必要な障害児の在宅での支援	22.8	21.2
休日でも、子どもを日中預けることができる支援の充実	51.5	39.4
保護者の就職活動や兄弟児の学校行事などで利用できる 日中一時支援事業（日帰りショート）の充実	40.7	43.3
保護者が病気の時など、緊急時に対応してもらえる体制	68.3	60.6
障害のある子どもの兄弟姉妹への支援	50.3	39.4
子どもの障害について知識を得るための専門研修など	43.7	51.0
その他教育に関する相談支援	12.0	20.2
その他保護者の就労支援	9.6	6.7
その他家族等の負担を軽減する支援	15.0	16.3
日々の心配ごとや将来への不安を軽減する支援	22.2	23.1
その他の支援	6.0	5.8
新たな支援の必要は無い	0.0	0.0
分からない	1.8	1.0
無回答	1.2	2.9

ロ) 国・県・市などに特に力を入れてほしいことは、障害種別ごとに特徴が出ており、身体障害のある人では「経済的負担・医療費負担の軽減」「バリアフリー化」、知的障害のある人では「虐待防止への取組」「経済的負担の軽減」「障害・介護サービスに関わる人材の育成や事業所の質の確保」、精神障害のある人では「経済的負担・医療費負担の軽減」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」、障害のある子どもと発達障害のある人では「適切な学校教育や放課後の見守り」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」「早期からの療育体制整備」、難病患者では「経済的負担・医療費負担の軽減」「企業への働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実」が多く挙げられています。

【国や県・市などに力を入れて欲しいこと】 <複数回答> (%)

	身体障害 のある人 (n=941)	知的障害 のある人 (n=342)	精神障害 のある人 (n=533)	障害の ある子ども (n=167)	発達障害 のある人 (n=104)	難病患者 (n=193)
地域での交流や障害のある方への理解を深めるような啓発・広報活動	28.9	34.8	31.0	26.9	29.8	24.9
障害のある人の虐待防止への取組み	24.9	44.4	28.5	41.3	30.8	21.8
働く場を広げるための企業へ働きかけや設備の改善、職業訓練などの充実	32.4	28.1	41.1	52.7	44.2	33.2
障害福祉サービス事業所等の物品やサービスの受注増や販路拡大を支援する取組み	13.8	19.0	13.9	12.6	16.3	13.0
障害のある子どもを早期から療育する体制の整備	17.1	21.9	18.6	50.9	57.7	21.8
適切な学校教育や放課後の見守り	7.8	9.9	11.6	59.3	48.1	13.0
医療費負担の軽減	34.0	23.1	46.0	22.8	18.3	56.5
年金や交通費の割引制度などを充実させることによる経済的負担の軽減	52.5	42.4	56.8	28.7	19.2	45.6
障害・介護サービスに関わる人材の育成やサービスを提供する事業所の質の確保	28.1	38.0	20.6	37.1	40.4	20.7
障害のある人やその家族によるセルフヘルプ活動等の当事者活動の推進	8.8	9.1	6.2	7.8	9.6	9.8
ボランティア活動に対する支援	7.4	6.4	4.1	1.2	1.9	6.2
障害のある人に配慮した住宅やグループホーム、福祉ホームなどの確保	21.9	37.7	19.1	21.0	27.9	18.1
道路や歩道の整備と、建物や交通機関のバリアフリー化	35.9	10.2	11.1	9.6	1.9	23.3
手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳(朗読)などによる、意思や情報伝達の確保	5.8	0.9	1.5	3.0	1.0	2.1
文化・スポーツなどへの参加に対する支援と、支援する人材の育成	7.1	6.4	4.5	10.8	10.6	2.6
日中過ごせる場所の充実	13.7	26.0	24.8	18.0	23.1	14.5
その他	3.1	3.5	5.8	4.2	7.7	4.7
無回答	5.8	9.4	6.0	1.8	2.9	4.7

北九州市障害者計画

第3章 北九州市障害者計画の概要

1 計画の基本理念

(1) 基本的な考え方

障害者基本法第1条に規定されているように、障害福祉施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障害福祉施策の基本的な方向を定めます。

また、障害のある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえた上で、障害者基本法の各基本原則にのっとり、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(2) 国の障害者基本計画（第5次）のポイント

国は、障害者基本法に基づき、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度を計画期間とする障害者基本計画（第5次）を策定しています。

国の障害者基本計画（第5次）では、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されているとし、目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取り組を進めていくことが重要であるとしています。

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

「北九州市障害者計画」においても、国の障害者基本計画（第5次）の基本的な考え方や新たな施策を反映し、障害福祉施策を進めます。

(3) 基本理念

全ての障害のある人が、障害のない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害福祉施策を実施することとして基本理念を定めます。

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、
互いの人格や個性を尊重し合いながら、
安心していきいきと暮らすことのできる
共生のまちづくり

～ 障害があっても一人の市民として、
自分らしく生活できる地域社会の実現 ～

2 計画の推進に向け考慮すべき社会情勢の変化

(1) 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応

感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障害のある人を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本計画に掲げる各種施策についても、非常時に障害のある人が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められています。

(2) 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、本計画においても、その重要性に何ら変わるところはありません。障害者施策の推進に当たっては、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障害のある人のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められています。

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、「心のバリアフリー」（様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと）などの機運を一過性のものとすることなく、本計画においても引き続き理解促進に継続して取り組むことが求められています。

3 すべての施策に共通する横断的視点

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害のある人の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。加えて、社会的障壁の除去を進めるにあたっては、障害のある人の参加を確保し、障害のある人の意見を施策に反映させるとともに、障害のある人・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障害のある人と障害のない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要です。

そのためには、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や障害のある人による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等

による環境整備と障害者差別解消法や北九州市障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供を両輪として障害のある人のアクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと）向上を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

また、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組が行われる必要があります。このため、障害者差別解消法、北九州市障害者差別解消条例及び障害者雇用促進法に基づき、障害者団体を始めとする様々な主体の取組と連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を積極的に推進していきます。

加えて、北九州市地域福祉計画を踏まえ、「支える側」「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりを持ち、それぞれができる範囲で支え合い、居場所と役割をもつ地域共生のまちづくりを進めます。

（２）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

（生涯を通じた切れ目のない支援）

障害のある人の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害のある人が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、障害福祉施策は、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害のある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

（３）障害特性等に配慮したきめ細かい支援

（一人ひとりに応じた個別的な支援）

障害のある人一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障害福祉施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しいことに留意する必要があります。

また、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(4) 障害のある女性を始め、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組の推進

障害者基本条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障害のある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対するきめ細かい配慮が求められることを踏まえて障害福祉施策を策定し、及び実施する必要があります。

例えば、障害のある子どもに対しては、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえた、子どもと家族に対する妊娠期からの切れ目のない継続支援を早期から行うことが必要で、成人の障害のある人とは異なる支援を行う必要性があります。また、障害のある高齢者は、障害に加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることや、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれている場合があることにも留意する必要があります。

(5) 計画的かつ実効性のある取組の推進

障害福祉施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、市関係部局は情報の共有化と相互間の緊密な連携・協力を図ります。

各分野において障害福祉施策の一義的な責任を負うこととなる各業務所管課は、本計画に掲げるそれぞれの分野における具体的な施策を、他の分野の施策との連携の下、総合的に実施します。

各業務所管課は、障害のある人やその家族を始めとする関係者の意見を聴きつつ、本計画に基づく取組の計画的な実施に努めます。また、障害福祉施策を適切に講ずるため、障害のある人の状況や障害福祉施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害のある人の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ、その充実を図ります。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策、文化芸術施策等、障害福祉施策に係る他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

市の付属機関である北九州市障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、市全体の見地から本計画の実施状況及びその効果を把握・評価し、市の取組を監視します。

さらに、障害のある方の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるため、市における様々な活動の実施に当たっては、障害者団体、障害福祉関係団体、地域福祉団体やその他関連団体等の協力を得るよう努めます。

4 計画の基本目標

基本目標 I 人権の尊重と共生社会の実現

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除くために、障害に配慮したまちづくりや情報提供の充実に取り組むとともに、市民が障害や障害のある人について正しく理解できるよう広報や啓発に努めます。

これにより、障害のある人と障害のない人が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことのできる社会を目指します。

基本目標 II 安心して暮らすための支援体制の整備

障害のある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で生活を支える体制づくりに取り組みます。

これにより、障害のある人が自らの決定に基づいて、身近な地域で生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会を目指します。

基本目標 III 豊かな社会生活と自立の支援

障害のある人の自立や社会参加を推進するために、障害の特性を踏まえた教育や適性に応じてその能力を発揮できる就労、文化芸術、スポーツ等に親しむことができる社会環境の整備に取り組みます。

これにより、障害のある人が社会を構成する一員として、自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会を目指します。

5 計画の体系

【基本理念】	【社会情勢 の変化】	【横断的視点】	【基本目標】と【分野】
<p>障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり</p> <p>障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現</p>	<p>1 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応</p> <p>2 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）</p> <p>3 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続</p>	<p>1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進</p> <p>2 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援（生涯を通じた切れ目のない支援）</p> <p>3 障害特性等に配慮したきめ細かい支援（一人ひとりに応じた個別的な支援）</p> <p>4 障害のある女性を始め、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組の推進</p> <p>5 計画的かつ実効性のある取組の推進</p>	<p>基本目標Ⅰ</p> <p>人権の尊重と共生社会の実現</p> <p>【分野1】 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止</p> <p>【分野2】 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）</p> <p>【分野3】 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）</p> <p>【分野4】 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）</p> <p>基本目標Ⅱ</p> <p>安心して暮らすための支援体制の整備</p> <p>【分野5】 自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）</p> <p>【分野6】 保健・医療の推進</p> <p>基本目標Ⅲ</p> <p>豊かな社会生活と自立の支援</p> <p>【分野7】 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）</p> <p>【分野8】 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進</p> <p>【分野9】 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p>

第4章 具体的な取組

Ⅰ 基本目標と施策の分野

【基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現】

分野Ⅰ 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進 及び虐待の防止

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (3) 行政等における配慮の充実
- (4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進
- (5) ボランティア活動等の推進

分野Ⅱ 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

- (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 行政情報のアクセシビリティの向上

分野Ⅲ 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）

- (1) 住まい・住環境の整備
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

分野Ⅳ 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護

【基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備】

分野Ⅴ 自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）

- (1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実
- (5) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (6) 障害福祉を支える人材の育成・支援

分野6 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

【基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援】

分野7 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における支援の推進
- (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

分野8 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 障害者雇用の促進
- (3) 障害特性に応じた就労支援
- (4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援
- (5) 経済的支援の推進

分野9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる社会環境の整備
- (3) 多様な生涯学習の充実

2 基本的な施策

【基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現】

分野Ⅰ 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の主な実績

（1）障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法や同法に基づく基本方針、また市条例に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的配慮の提供についての理解を深めるため、職員研修や出前講座などの周知啓発活動に努めました。

また、障害を理由とする差別に関する相談窓口や解決が困難な事案について助言・あっせんを行う第三者機関など、相談・紛争解決等を実施する体制の運用を行いました。

（2）権利擁護の推進、虐待の防止

障害のある人が、社会生活を送るうえで不利益を受けないよう、権利擁護に向けた取組を推進するとともに、障害者虐待防止に関する体制の構築に努めました。

（3）行政等における配慮の充実

障害者差別解消法の規定により策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」に基づき、市職員に対し、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図りました。

（4）広報・啓発活動の推進

障害者週間や各種行事の開催、障害当事者等を講師とする研修会や出前講演等の取組を推進するとともに、市政だよりやウェブサイトなどを活用することにより、効果的な周知啓発活動に取り組みました。

（5）障害及び障害のある人に対する理解の促進

障害のある人や障害福祉団体と協働して、障害特性や必要な配慮等についての周知啓発、理解促進の取組を実施しました。

（6）ボランティア活動等の推進

障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、ボランティア団体のネットワークづくり等、身近な地域での活動を支援する体制の構築に努めました。

次期計画に向けた課題

- 障害者差別解消法や「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」に基づき、障害のある人とともに、障害を理由とする差別の解消に向けた取組をより一層推進する必要があります。
- 障害のある人の権利利益が侵害されることのないよう、必要かつ合理的な配慮についての理解を広めることが必要です。
- 障害福祉施策は市民一人一人の理解を得ながら推進していくことが重要であるため、障害及び障害のある人への理解促進に向け、広報・啓発活動に継続して取り組む必要があります。
- 様々な人々がともに支え合い、交流する地域社会を実現するため、ボランティア活動に対する理解を深め、それに携わる人材の育成等に努める必要があります。

2. 基本的な考え方

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の取組との連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別解消法や「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」（以下、「市条例」という。）に基づき、障害者差別の解消に向けた取組を推進します。

また、障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとられないことなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害のある人、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。

さらに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

加えて、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取組を着実に推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (3) 行政等における配慮の充実
- (4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進
- (5) ボランティア活動等の推進

4. 基本的な施策

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障害を理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進に努めます。

1-(1)-1 障害を理由とする差別の解消に向けた取組

障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針並びに市条例に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を着実に進めるとともに、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法並びに障害者差別解消条例の円滑な運用に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な対応を行います。

1-(1)-2 障害を理由とする差別の解消に向けた施策の推進

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や市条例に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得、利用、および意思疎通に係る利便性向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。

1-(1)-3 相談・紛争解決等を実施する体制の運用

障害のある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、障害を理由とする差別に関する相談窓口の運営や、解決が困難な事案について助言・あっせんを行う第三者機関の設置等により、相談・紛争解決等を実施する体制の円滑な運用と、その利用の促進を図ります。

1-(1)-4 人権施策の推進

「人権文化のまちづくり」をキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の3つを基本理念とする「北九州市人権行政指針」に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

障害のある人の権利擁護のため、更なる施策に取り組みます。

1-(2)-1 虐待の予防と早期発見

障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対して、障害者虐待防止法の概要について、積極的に啓発を行うとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。

また、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底するよう、集団指導や実地指導等を通じて

事業者等に対する指導助言を行い、虐待の防止や早期発見に向けて取り組みます。

1-(2)-2 障害のある子どもの保護者への支援

児童虐待の背景のひとつにある、障害のある子どもの子育てに係る課題を踏まえ、保護者に対する相談等の支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。

また、「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行うとともに、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。

1-(2)-3 成年後見制度と成年後見人の支援

成年被後見人等のみならず、成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担軽減を目指します。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっては、複合的な問題に関して相談、協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。

1-(2)-4 成年後見制度の利用環境の整備

成年後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉・障害者福祉の関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。

また、この地域の連携の効果的な運用を図るとともに、広報、相談等の機能を担う中核的な機関（北九州市成年後見支援センター）を中心に、成年後見制度の利用を促進します。

1-(2)-5 成年後見制度の利用促進

弁護士、司法書士、社会福祉士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」、北九州市成年後見支援センター等の関係機関との連携を強化します。

また、判断能力が不十分な高齢者や障害のある人など、成年後見制度の利用を必要とする人を対象に、市長が後見等開始の審判申立てを行ったり、資力の状況に応じて、申立て費用や後見人等への報酬助成を実施します。

1-(2)-6 相談・支援の担い手による取組の推進

身体・知的障害者相談員を始め、身近な相談・支援の担い手による障害のある人の権利擁護のための取組を推進するとともに、各相談員等の資質向上を図ります。

1-(2)-7 障害福祉サービス利用者等からの苦情対応

障害福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するために、障害福祉サービス事業者が設けた苦情解決システムや福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正

化委員会、本市の保健福祉オンブズパーソンの活用を図りながら、障害福祉サービス利用者等の権利擁護に努めます。

1-(2)-8 高齢者・障害者あんしん法律相談の推進

障害のある人や高齢者の財産管理等、法律に関わる問題を扱う高齢者・あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士の協力による支援を推進します。

1-(2)-9 精神科病院における虐待防止に向けた取組の推進

精神科病院における虐待の防止、早期発見、再発防止のため、必要な情報収集や適正な指導監督の実施に努めます。

(3) 行政等における配慮の充実

障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、市の職員等における障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるように、行政サービス等における配慮を行います。

1-(3)-1 市における合理的配慮の充実

市における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法の規定により策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。

1-(3)-2 市職員等の研修の実施

職員研修において、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。

また、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。

1-(3)-3 市における行政情報の提供における配慮

市における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

1-(3)-4 行政手続きサービスの充実

デジタル技術を活用した情報提供やサービス提供に当たっては、UI（操作性のデザイン）・UX（使い勝手のデザイン）の向上を図り、障害のある人を含む全ての人々がわかりやすく、使い勝手の良い環境づくりに努めます。

1-(3)-5 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供

選挙にあたっては、点字版「選挙のお知らせ」（選挙公報の点訳版）や音声版「選挙のお知らせ」（選挙公報の音訳版）又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図ります。

1-(3)-6 投票環境の向上と障害のある人の投票機会の確保

移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害のある人が障害特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組を促進します。また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることに付いてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図ります。

指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保を図ります。

主権者教育の充実に向け、障害のある生徒に対する取組について、関係機関と連携して推進してまいります。

1-(3)-7 講習等における配慮の提供

障害のある人に不利が生じないように、市が実施する講習等において必要な配慮の提供を推進します。

（４）障害及び障害のある人に対する理解の促進

障害及び障害のある人に対する理解を促進するための取組を推進します。

1-(4)-1 障害のある人の参画による啓発活動の実施

障害や障害のある人に対する市民の関心と理解を深めるため、障害のある人や障害福祉関係団体の参画のもとで、啓発活動を継続的に実施します。

1-(4)-2 障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進

知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害、状態が変動する障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。

1-(4)-3 障害のある人に配慮した設備・整備等の理解促進

点字、手話、視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等、障害のある人に配慮した設備・制度等の取組に対する市民の理解を促進す

るとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。

1-(4)-4 学校における人権教育の充実

各学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の一層の充実を図ります。

また、指導者が人権についての意識をさらに高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、研修体制を強化して人権教育の充実を図ります。

1-(4)-5 地域住民等との日常的交流の推進

地域社会における障害のある人への理解を促進するため、障害福祉施設や学校等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、地域活動等において、障害のある人と地域の人とが触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。

1-(4)-6 幅広い広報と啓発活動の推進

障害福祉施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、障害福祉施策の意義について更なる理解の促進を図ります。

その際、効果的な情報提供や、市民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する遡及も重要であることに留意します。

1-(4)-7 障害者週間における啓発活動

障害者基本法に定められた障害者週間を中心に、各種行事の開催や障害当事者等を講師とする研修会、出前講演等の取組を推進するとともに、市政だよりやウェブサイト、新聞やラジオ等の効果的な活用を図ります。

1-(4)-8 「社会モデル」の普及と「心のバリアフリー」の推進

障害とは個人の心身の機能のみに起因するものでなく、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営む上で障壁となる「社会的障壁」と相対することによって生じるとする「社会モデル」の考え方について市民の理解を深めます。また、社会モデルの考え方を踏まえ、「障害のある人」についても障害者手帳の所持者に限らず幅広く捉える必要があることを周知します。

さらに、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を進めます。

(5) ボランティア活動等の推進

障害のある人と障害のない人がともに日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を目指し、ボランティア活動等を推進します。

1-(5)-1 障害のある人を支援する取組の促進

特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害のある人も含む、多様な主体による障害のある人を支援する取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。

1-(5)-2 ボランティアの育成の推進

障害のある人や子どもの親の会等が大学、社会福祉協議会、NPO法人等のボランティアと連携して実施するスポーツ、文化活動等の余暇活動等を支援します。

また、児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともにボランティアの育成を推進します。

分野2 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の主な実績

（1）障害のある人に配慮した情報提供の充実等

障害のある人の円滑な情報取得・利用、意思表示やコミュニケーションの実現に向け、コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等を行う視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、聴覚障害者情報センター）の充実や、障害の特性に応じたパソコン操作等を支援するパソコンサポーターの養成や派遣事業に取り組むことにより、情報の取得、利用及び意思疎通に係る利便性の向上を図りました。

（2）意思疎通支援の充実

障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳ボランティア、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーなどの意思疎通支援者の養成に努めるとともに、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通支援の充実を図りました。

（3）行政情報の取得、利用に係る利便性の向上

災害・避難情報や選挙に関する情報等の行政情報の提供にあたっては、メールや電話、ファックス、点字など、障害特性に応じた手段を活用し、内容についても分かりやすい表記を用いるなどし、多様な障害の特性に応じた配慮に努めました。

次期計画に向けた課題

- 情報格差の無い社会の実現のため、障害のある人の情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進する必要があります。

2. 基本的な考え方

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。

また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(※「情報アクセシビリティ」とは、「情報の利用しやすさ」のこと。)

3. 施策の方向性

- (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 行政情報のアクセシビリティの向上

4. 基本的な施策

(1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等

市における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

2-(1)-1 行政情報の提供における情報通信機器等の配慮

行政情報の提供における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

2-(1)-2 パソコンサポーターの活用支援

障害のある人が障害特性に応じたICT機器の操作を習得できるよう、パソコンサポーターを活用した支援を行います。

また、障害の特性に応じた支援を推進するため、パソコンサポーターの養成と資質の向上に努めます。

2-(1)-3 ICT機器の利用機会の拡大

デジタル技術が様々な場面で活用される中、障害のある人を含む全ての人が、情報の取得及び利用並びに意思疎通のために、ICT機器・サービスにアクセスでき、操作を習得できるよう、デジタル活用講座等を行います。

2-(1)-4 北九州市障害福祉情報センターの充実

障害や障害のある人、障害福祉についての情報を収集し、障害のある人やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、北九州市障害福祉情報センター（ウェブサイト等）の充実を図ります。

2-(1)-5 視聴覚障害者情報提供施設の充実

コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、公共図書館との連携を行いながら、視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、聴覚障害者情報センター）の充実を図ります。

2-(1)-6 聴覚障害のある人のための支援推進

市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、補聴器の聴こえをよくするヒアリングループ（磁気誘導ループ）の使用、また、障害者支援アプリなどのICTの活用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。

2-(1)-7 視覚障害のある人への情報の提供に関する対応

「市政だより」や「北九州市議会だより」について、視覚障害のある人への対応として点字、音声、テキスト版を発行し、希望者への配布を行うことで市の重点施策に関する情報や地域の話題等を提供します。

2-(1)-8 聴覚障害のある人の市議会本会議等の傍聴等

聴覚障害のある人が市議会本会議等を傍聴しやすい環境をさらに整え、円滑に本会議等の情報を入手することができるよう、適時、改善策について検討・実践します。

(2) 意思疎通支援の充実

意思疎通が困難な障害のある人の特性に応じ、意思疎通支援者の養成・派遣等の人的支援体制の充実を図るなど、障害特性の多様化に対応した意思疎通支援の充実を図ります。

2-(2)-1 意思疎通支援者の派遣・養成の推進

障害に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳、手話、要約筆記、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等に従事できる、若年層も含めた意思疎通支援者の養成・確保に努めるとともに、手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。

2-(2)-2 情報やコミュニケーションに関する支援機器等の普及促進

情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。

2-(2)-3 意思疎通が困難な重度の障害のある人に対する支援の充実

意思疎通が困難な重度の障害のある人に対して、家族や介護者等の周囲の人とコミュニケーション手段を確保するため、専門職による相談支援等を各関係機関と協力しながら行います。

また、意思疎通が困難な重度の障害のある人についての理解促進や支援技術向上を図るため、医療・障害福祉関係者等に対する研修会を実施します。

2-(2)-4 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進

意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進に努めます。

(3) 行政情報のアクセシビリティの向上

障害のある人が必要とする行政情報を、いつでも容易に取得することができるよう、更なる行政情報のバリアフリー化を推進します。

2-(3)-1 行政情報の提供の推進

障害のある人を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や読み上げ等、利用しやすさに配慮した北九州市や市議会のウェブサイトづくりや分かりやすい印刷物づくりに努めます。

2-(3)-2 行政手続きサービスの充実

デジタル技術を活用した情報提供やサービス提供に当たっては、UI(操作性のデザイン)・UX(使い勝手のデザイン)の向上を図り、障害のある人を含む全ての人がわかりやすく、使い勝手の良い環境づくりに努めます。

2-(3)-3 障害のある人への災害・避難情報の提供推進

災害・避難情報を市ホームページを始め、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール、防災アプリ、SNS等を活用し積極的に提供します。

また、携帯電話を保有しておらず、緊急速報メールや登録制防災メールで情報入手することができない視覚や聴覚に障害のある人を対象に、自宅の固定電話やファックスに避難情報を提供します。

2-(3)-4 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供

選挙にあたっては、点字版「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)や音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の音訳版)又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術(ICT)の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図ります。

2-(3)-5 障害特性に応じた分かりやすい情報の提供

障害のある人に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、ルビや写真・図、音声コードの活用、また、点字版やテキスト版、および、手話動画を作成するなど、障害のある人等に分かりやすい情報の提供に努め、多様な障害の特性に応じた配慮を行うよう努めます。

分野3 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の主な実績

（1）地域の住まいの整備

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、住宅の改修や公営住宅等の入居を支援するとともに、グループホーム等の住まいの確保を進めました。

また、保証人がいない等の理由により一般賃貸住宅を借りることが困難な障害のある人に対し、入居に関わる相談に応じるなどの居住サポートを行うなど、障害のある人の生活基盤の安定を図る取組を進めました。

（2）バリアフリーのまちづくり

障害のある人の活動や外出を支援し社会参加を促進するため、道路、公園、公共交通機関のバリアフリー化を進めるなど、関係機関と連携し、安全で容易な移動手段の確保等、環境整備に取り組みました。

次期計画に向けた課題

- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立生活できる場を確保するため、住まいや住環境の整備を図ることが大切です。
- 障害のある人が安全で容易に活動できるように、建物や道路等のハード面の整備を進めるとともに、障害のある人に配慮した総合的な環境整備に向けた仕組みづくりが必要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害のある当事者等の意見を踏まえ、社会的障壁の除去を通じて、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 住まい・住環境の整備
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

4. 基本的な施策

(1) 住まい・住環境の整備

誰もが安心して生活できるような住まい・住環境を目指して、障害のある人のニーズに対応できるよう、住宅のバリアフリー化を推進します。

3-(1)-1 市営住宅のバリアフリー化の推進及び優先入居

市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。

また、障害のある人に対する優先入居の取組を推進します。

3-(1)-2 一般住宅への入居支援

障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援を引き続き行います。

また、一般住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。

3-(1)-3 障害のある人等に配慮した民間住宅等のバリアフリー化の推進

障害のある人が安全で快適に生活できるバリアフリー等の仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を促進するとともに、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者だけでなく障害のある人にも対応したバリアフリー住宅等の供給を促進します。

また、健康で快適な暮らしが期待できる、住宅の高断熱高気密化についても、情報提供を実施し、普及を推進します。

3-(1)-4 日常生活用具の給付等

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行うとともに、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成します。

3-(1)-5 グループホームの整備促進

障害のある人の地域における生活の場のひとつとして、重度の障害のある人にも対応したグループホームの整備を促進し、受入体制の充実を図ります。

3-(1)-6 障害福祉サービス事業所の防火安全体制の強化

障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法や消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。

3-(1)-7 地域ぐるみの防災ネットワークの構築

災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある

る人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。

また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業の取組を行います。

加えて、地域住民による避難支援等の取組について、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言や防災訓練等を行うなど、地域における防災の取組を支援します。

(2) 移動しやすい環境の整備等

安全に安心して生活し社会参加できるよう、公共交通機関や歩行空間等のバリアフリー化を推進し、全ての人が円滑に移動できる生活環境の整備を推進します。

3-(2)-1 公共交通機関旅客施設等における配慮

公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。

3-(2)-2 公共交通機関のバリアフリー化の促進

障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、路線バスにノンステップバス等の導入を進めていくとともに、他の公共交通機関についても、駅等の旅客施設における段差の解消、ホームドア等の転落防止設備や案内設備等の導入について関係機関との協議を行い、バリアフリー化を促進します。

3-(2)-3 公共交通機関以外の移動手段の確保

公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成や活動・外出を支援する事業を引き続き行います。

福祉有償運送を実施する非営利活動法人(NPO法人)や社会福祉法人に対して、地域福祉振興協会を通じて助成を行い、活動を支援します。

(3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

すべての人の社会参加を促進するため、公共的施設等について、障害のある人や高齢者の利用に配慮したバリアフリー化を推進します。

3-(3)-1 建築物のバリアフリー化の促進

バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害のある人が

利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。

3-(3)-2 都市公園のバリアフリー化

都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレ（バリアフリースイレ）の設置等を進めます。

(4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

いきいきとした地域社会を築くため、福祉のまちづくりを計画的に推進し、進捗状況を把握することで、総合的にバリアフリー化を促進する仕組みを作ります。

3-(4)-1 バリアフリーのまちづくりの推進

バリアフリー法及び関連施策のあり方について、高齢者、障害のある人等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりの推進に向けた関係機関連携の強化及びハード・ソフト一体となった取組の促進に努めます。

3-(4)-2 市街地の計画的な立地、整備の推進

福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害のある人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

3-(4)-3 道路のバリアフリー化

障害のある人を含む全ての人が安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設拡幅、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組みます。

3-(4)-4 生活道路における歩行者等の安全な通行の確保

障害のある人を含む全ての人が安全に安心して道路を通行できるよう、生活道路等において、警察と緊密に連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るとともに、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンパや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を推進します。

3-(4)-5 公共的施設のバリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人を始め、全ての市民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるように、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。

また、事業者や市民に対して福岡県福祉のまちづくり条例に関する必要な情報の

提供や技術的な助言を行い、福祉のまちづくりを促進します。

3-(4)-6 障害当事者との意見交換

公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化については、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、必要に応じて、障害者団体や障害者団体が取り組む「北九州市障害福祉団体連絡協議会福祉のまちづくりネットワークプロジェクト」等と意見交換等を行いながら進めます。

3-(4)-7 ふくおか・まごころ駐車場制度等福祉のまちづくりの促進

本市のモラル・マナーアップ関連条例における迷惑行為の一つである障害者等用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、ふくおか・まごころ駐車場制度（パーキングパーミット制度）の市民への着実な普及・浸透を図ります。

分野4 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の主な実績

（1）防災対策の推進

災害時における自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する「避難行動要支援者避難支援事業」等を実施し、地域における避難支援の取組を支援しました。

また、障害種別の特性を踏まえたきめ細かな情報提供を推進するとともに、「災害時障害者サポートマニュアル」等の普及に努めるなど、災害時の避難行動の支援、見守り、支え合いの体制づくりに努めました。

次期計画に向けた課題

- 障害のある人等の要配慮者が安心して生活できるように、防災対策が適切に講じられ、また、地震、火災等災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行われることが大切です。
- 犯罪類型が多様化するとともに、障害のある人や高齢者等の社会的弱者が犯罪の対象となることや、障害のある人を狙った消費者トラブルの相談が増加するなか、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図ることが必要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人が、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所等の確保や障害福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災の取組を推進します。

また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護

4. 基本的な施策

(1) 防災対策の推進

障害のある人や高齢者等の要配慮者が安心して生活するために、防災対策を適切に講じ、地震、火災等災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行えるよう、要配慮者に対する細やかな支援を推進します。

4-(1)-1 北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策の推進

地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難等の防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要です。このため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組みます。

また、避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの配布や、視覚障害のある人に対応する防災ガイドブックの作成等により市民の防災意識の向上に取り組みます。

4-(1)-2 障害特性に配慮した情報伝達の推進

災害・避難情報を市ホームページを始め、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール、防災アプリ、SNS等を活用し積極的に提供します。

また、携帯電話を保有しておらず、緊急速報メールや登録制防災メールで情報を入手することができない視覚や聴覚に障害のある人を対象に、自宅の固定電話やファックスに避難情報を提供します。

4-(1)-3 地域ぐるみの防災ネットワークの構築

災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。

また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業の取組を行います。

加えて、地域住民による避難支援等の取組について、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言や防災訓練等を行うなど、地域における防災の取組を支援します。

4-(1)-4 障害特性に応じた災害時支援の推進

障害のある人や高齢者等の要配慮者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、避難所等のバリアフリー化を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所において障害のある人が、必要な物資を含

め、障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう、必要な体制の整備に努めます。

また、障害当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所等の支援を行います。

開設した避難所以外の避難者について、避難場所及び避難者数の把握に努め、車中泊避難者に対して、エコノミークラス症候群などを防止するため、注意喚起の広報を行うとともに、避難所に避難できず、在宅避難や車中泊避難などを行っている被災者に対して、最寄りの避難所で食料の供給を行います。

4-（1）-5 福祉避難所の確保

一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。

4-（1）-6 災害発生後の各種サービスの提供と災害時対応の推進

災害発生後にも継続して障害福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害福祉サービス事業所や医療機関等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等とのネットワークの形成に取り組みます。

4-（1）-7 要配慮者利用施設における災害対策

障害のある人が利用する施設（要配慮者利用施設）において、火災、風水害、地震等の災害の種類ごとの計画の作成や災害時を想定した訓練の定期的な実施等を通じて、利用者の安全を守るための取組を推進します。

特に、水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。

4-（1）-8 災害時の聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応

火災や救急事案が発生した時の、障害のある人からの緊急通報体制を推進します。

例えば、聴覚や言語機能等に障害のある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、緊急通報手段である「ファクス119」やスマートフォン等を活用した音声によらない通報ができる「NET119緊急通報システム」及びボタンを押すだけで緊急事態を通報可能な「あんしん通報システム」により、障害のある人からの緊急通報への迅速、的確な対応を図ります。

（2）防犯対策の推進

障害のある人や高齢者が安心して生活するため、防犯対策を適切に講じることで、障害のある人や高齢者等の社会的弱者が犯罪に巻き込まれることのないような社会づくりを推進します。

4-(2)-1 聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応

聴覚に障害のある人等、音声による110番通報が困難な人がファックスやスマートフォン等を利用して、警察に110番通報できる「ファックス110番」や「110番アプリシステム」のほか、電話リレーサービスを利用した手話による110番通報の受付等について、防犯教室や各種刊行物を活用した広報活動により普及啓発を図ります。

4-(2)-2 犯罪被害の防止と防犯環境の整備促進

地域の障害者団体、障害福祉施設、警察等との連携の促進等により、犯罪被害の防止に努めるとともに、防犯カメラの設置補助、防犯灯の設置・維持管理補助により、防犯環境の整備促進を行い、安全・安心な環境の構築を推進します。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護

障害のある人を狙った消費者トラブルについて、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図ります。

4-(3)-1 障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障害のある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行います。

消費者トラブルに関する出前講座等では、障害特性に応じた教材の提供に努め、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

4-(3)-2 消費者安全に関するネットワークの構築

障害者団体、障害福祉関係団体、市立消費生活センターや各関係行政機関等、地域の多様な主体が連携して、消費者安全に関わる情報を共有し、障害のある人の消費者被害の防止に向けて、きめ細やかで裾野の広いネットワークの構築を図ります。

4-(3)-3 消費生活相談体制の整備

市立消費生活センターにおいて、ファックスや電子メール等での消費者相談を受け付けます。

また、相談を受ける消費生活相談員に対して、障害のある人への理解のための研修等を実施することにより、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

【基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備】

分野5 自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の主な実績

（1）サービス等利用計画の適切な実施

基幹相談支援センターや高齢者・障害者相談コーナー等の連携・協働を進めるとともに、相談業務や障害福祉サービス等利用計画の作成に携わる職員や事業所に対して専門研修等を実施し、資質の向上を図りました。

（2）障害福祉サービスの提供等

障害福祉サービスの選択肢が増えるなか、障害福祉サービスの量や質の確保を図るとともに、障害のある人が自らの選択により適切なサービスを利用できるように努めました。

（3）基幹相談支援センターを中心とした相談体制の推進

基幹相談支援センターを中心に、各区役所や専門相談窓口、サービス事業所等との連携、協働を図ることができるとともに、相談体制の構築を推進しました。また、「北九州市障害者自立支援協議会」の会議等を通じて、困難事例への対応や関係機関のネットワーク構築について協議を行い、様々な相談に対応できる仕組みづくりに努めました。

さらに、かかりつけ医や身体・知的障害者相談員、ピアカウンセラー等が、障害のある人との日頃の関わりの中で身近な相談を受けるとともに、基幹相談支援センターと連携を図るなど、きめ細かな支援ができる体制の構築に取り組みました。

（4）施設から地域生活への仕組みづくり

障害のある人やその家族の意思を尊重しながら、行政、民間、地域による退所・退院の促進に向けたシステムづくりを行いました。また、グループホーム等の整備を支援するとともに、障害福祉施設の再整備等を行いました。

（5）精神障害のある人への地域生活の支援

こころの健康に関する相談に応じ、地域生活をコーディネートする人材の育成や関係機関との連携促進を図りました。

また、入院患者への退院支援を行うため、相談員や事業者に対する研修を行うなど、相談技術の向上や連携を推進するとともに、精神障害のある人の地域生活を支えるための多職種チームによる支援の充実を図りました。

(6) 発達障害のある人、難病患者等に対する支援

発達障害者支援センター「つばさ」の機能強化を図り、当事者やその家族に対する支援の充実に努めました。また、発達障害に対する専門的な助言等を通じて、本人の生きづらさや家族が抱える負担の軽減を図りました。

さらに、難病患者への適切な支援を図るため、「難病対策地域協議会」の開催や「北九州市難病相談支援センター」を開設するなど、難病患者の支援に努めました。

(7) 触法障害者への支援

罪を犯した障害のある人（触法障害者）が安心して地域に定着できるよう、各種手続や施設入所等を支援するとともに、支援者の理解を深める啓発等を行いました。

次期計画に向けた課題

- 障害のある人のニーズ及び状況に応じて、利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズに対応する支援を提供できる体制の整備が必要です。
- 障害福祉サービスの利用者の範囲拡大及び新サービスの創設に伴い、障害の特性や状況に即したサービスの提供が求められています。
- 特に障害のある子どもの支援については、障害の種別・程度等に応じて、障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を行う必要があります。このため、教育、福祉、医療等の関係機関と連携を図った上で、障害のある子どもとその家族に対して、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ることが必要です。
- 障害のある人の日常生活の利便性を高めるとともに、介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の活用等を支援する体制の整備が必要です。
- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する支援を提供できる体制を整備する必要があります。
- 障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、障害や日常生活上の悩み、不安等について、相談できる体制の構築が必要です。
- 障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質の向上を目指し、更なる地域福祉の充実に努めることが必要です。
- 障害のある人の地域での生活を支援するため、障害のある人を支える家族の支援を推進するとともに、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの活動を促

進するなど、障害のある人を支える人を支援する取組を進める必要があります。

2. 基本的な考え方

障害のある人が、望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。

また、障害のある人の地域移行を一層推進し、障害のある人が必要ときに必要な場所で、適切な支援を受けられるような取組を進めることで、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

さらに、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

3. 施策の方向性

- (1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実
- (5) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (6) 障害福祉を支える人材の育成・支援

4. 基本的な施策

(1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等

障害程度の重度化、障害の重複化、障害のある人の高齢化並びに障害特性の多様化が進むなか、障害のある人の多様化・高度化するニーズに対応できる質の高いきめ細かな福祉・介護サービスの提供を目指します。

また、障害のある人のより一層の社会参加を推進するため、福祉用具等の相談支援を行うとともに、適切な活用方法等に関する情報発信に努めます。

5-(1)-1 障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供の推進

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図るなど、障害の特性（心身の状況や生活の状態等）に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。

なお、65歳到達に伴う介護保険制度への移行に際しては、介護保険のみでは適切な支援が受けられない場合等の個別の状況を勘案し、引き続き障害福祉サービスが必要な利用者に対して、適切な支給決定を行います。

5-(1)-2 障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上

障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。

また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。

5-(1)-3 障害福祉サービス事業所等の従事者の処遇改善等

障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の賃金水準の引き上げを目的とした処遇改善の促進や、従事者の業務負担軽減及び労働環境の改善を推進するためのICTやロボット等の導入を支援し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。

また、障害福祉サービス事業所等の現状把握に努めるとともに、他都市における人材の確保・定着策の事例等を踏まえながら、人材確保に向けた取組について検討します。

5-(1)-4 障害福祉サービス事業所等による障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。

また、障害福祉サービス事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組の推進等に努めます。

さらに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

5-（1）-5 日常生活用具の給付等と普及促進

補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付等を行います。

また、社会状況の変化や多様化する利用者ニーズに対応するため、介護実習・普及センターの機能を強化し、サービス事業所や区役所等と連携して、ローテクから最新の介護機器まで、一人一人に合った最適な福祉用具や介護方法について普及を促進します。

5-（1）-6 身体障害者補助犬の理解促進

市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や理解を深める取組を推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。

（2）意思決定支援の推進

障害のある人や障害のある子どもの意思・意向が尊重されたうえで、地域社会において日常生活又は社会生活を営むことができるような支援と障害福祉サービス等の支給決定等の取組を進めます。

5-（2）-1 意思決定が反映されたサービス等利用計画の作成促進

障害のある人が、望む暮らしを実現できるように、可能な限り障害のある人に対する意思決定支援（意思を形成及び表明する段階を含む。）を踏まえた自己決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。

5-（2）-2 障害福祉サービス等提供時における合理的配慮の提供の促進

障害福祉サービス等の提供にあたり、障害のある人が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による障害特性に応じた合理的配慮の提供を促進します。

5-（2）-3 意思決定支援の質の向上と普及

障害福祉サービス等における意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や相談支援専門員、成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。

併せて、子どもを含めた障害のある人の日常生活及び社会生活において、意思形

成支援を含めた意思決定支援に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進するため、行政が主体となり、当事者・家族を始め関係団体、関係機関等と連携しながら、意思決定支援の普及を図るとともに、地域社会における意思決定支援のあり方や意思決定を支える環境の整備について検討を進めます。

5-（2）-4 成年後見制度の適正利用の促進

知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

（3）相談支援体制の充実

障害のある人及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、障害特性やライフステージに応じた日常生活上の悩みや不安等に関する様々な相談が適切な支援につながるためのネットワークの構築に努めます。

5-（3）-1 関係機関相互の連携体制の強化

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることや支援の必要な人に可能な限り早く気付くことができるよう、北九州市基幹相談支援センターを中心として区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、当事者相談員、地域関係者が互いに連携・協働することにより、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

5-（3）-2 北九州市基幹相談支援センターの充実

どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための総合相談窓口として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、訪問支援（アウトリーチ）を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。

また、地域の相談支援事業者に対する相談、助言、指導等を行うことで、市内の相談支援体制の強化を図ります。

5-（3）-3 重層的支援体制整備事業の実施

社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる既存の制度の対象となりにくいケースや、「8050問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など、様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、重層的支援体制整備事業を実施します。

5-（3）-4 北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実

具体的な事例の対応等を通じた地域課題の抽出や解決のための仕組みづくり、関係機関等のネットワークの構築、人材育成、相談支援事業者の事業運営等の評価等

を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。

5-（3）-5 発達障害のある子どもや大人への支援

発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。

併せて、市立総合療育センターや発達障害者支援センター「つばさ」を中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉・教育、雇用等の協働による包括的な支援を進めます。

5-（3）-6 難病患者やその家族の支援

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センターを中心とした関係機関との連携を強化し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。

また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援を始め、情報提供や啓発、医療相談会等の取組を実施し、地域交流活動の促進などを行います。

5-（3）-7 北九州市難病対策地域協議会の開催

難病患者やその家族を始め、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制について協議を行います。

5-（3）-8 高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実

高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。

5-（3）-9 地域リハビリテーション支援体制の構築

障害のある人や高齢者、その家族のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援センターを中心に医療機関等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組みとともにリハビリテーション関係者の連携強化を図ります。

(4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進します。

また、精神障害のある人について、入院医療中心から地域生活中心に地域移行が促進されるような施策に取り組むとともに、ひきこもりの状態にある当事者と家族への支援等、在宅生活を送る精神障害のある人に対する支援を推進します。

加えて、障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるよう、地域福祉のまちづくりに取り組みます。

5-(4)-1 在宅生活を支える障害福祉サービスの充実

障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種チームが連携する支援を始め、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援及び整備を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。

5-(4)-2 障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化への対応

障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。

5-(4)-3 地域での生活を支える地域相談支援の充実

障害のある人の地域生活への移行や地域で生活する障害のある人を支える地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を提供するための体制の整備を図ります。

5-(4)-4 地域生活支援拠点等の整備

障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制や、体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援など、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。

5-(4)-5 地域生活における活動支援の充実

外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。

5-(4)-6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをす

ることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

5-（4）-7 精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実

入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談を始め、地域生活へ移行した後の日常生活や外来通院時の切れ目のないフォローアップ、こころの健康に関する相談対応等、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。

また、生活に不都合が生じた場合の施設での受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。

5-（4）-8 精神障害のある人の在宅生活支援体制の充実、整備

在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう、多職種が連携した訪問支援（アウトリーチ）の充実を図ります。

また、居宅介護などの訪問系サービスや自立生活援助、地域定着支援等のサービス提供体制の整備を図るため、新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設やサービスの質の確保に向けた支援等を行います。

5-（4）-9 精神障害のある人への地域住民による支援の充実

精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。

5-（4）-10 医療的ケア等社会資源の整備促進

常時介護を必要とする障害のある人及び障害のある子どもが、自らの意思や意向が尊重されたうえで身近な地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。

また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。

5-（4）-11 障害福祉施設の整備

現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。

5-（4）-12 触法障害者への支援

触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、基幹相談支援センターや司法関係者、地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者等の

関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。

5-(4)-13 地域社会の仕組みづくり

障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。

また、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりや地域全体の機運の醸成を図りつつ、行政とNPO等の関係団体が連携・協働し、孤独・孤立対策の取組を推進するためのプラットフォーム「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」を軸に、NPO等関係団体や地域住民等の支援のネットワークを強化します。

5-(4)-14 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題や、ライフステージに沿った専門的な支援について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。

5-(4)-15 行動障害等のある人への支援

行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。

併せて、障害福祉サービス事業所における対応の理解を深め、受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、事例検討会の実施や行動障害への対応に係る研修等を行うとともに、幅広い関係者に向けて、行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行います。

(5) 障害のある子どもに対する支援の充実

子どもが健やかに成長するための支援の実現を目指し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。

5-(5)-1 障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進

障害のある子どもの発達を支援する観点から、幼児の成長記録や指導上の配慮に関する情報を必要に応じて関係機関間で共有するなど、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した切れ目のない効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

また、障害のある子どもの家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、ヤングケアラーを含む子ども等の負担軽減を図る観点から、障害のある人の家事援助、短期入所等の必要なサー

ビスの提供体制の確保に取り組みます。

5-（5）-2 障害の特性に応じた適切な保育等の資質向上

障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心とした巡回カウンセラーの派遣等を行い、職員の資質向上を図ります。

また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。

5-（5）-3 障害のある子どもの保育等の利用推進

障害のある子どもの福祉の向上と保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。

また、保育所等の利用条件を満たし、かつ集団保育が可能と判定された障害のある子どもについて、同法に基づく保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行い、保育所等での受け入れを推進します。

5-（5）-4 児童発達支援等の支援体制の充実

障害のある子どもに対して、児童発達支援を始め、居宅介護や短期入所（ショートステイ）、日中一時支援等の障害福祉サービス等を提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。

5-（5）-5 在宅で生活する重症心身障害のある子ども等への支援の充実

障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害のある人や子どもについて、専門的な支援の体制を整えた短期入所（ショートステイ）や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。

5-（5）-6 家族への支援体制の充実

心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

また、障害のある子どもを育てる家族の負担を軽減し、安心して子育てできるよう、保護者やきょうだい児に対する相談支援の充実を図るとともに、一時的休息（レスパイト）として、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等を実施します。

(6) 障害福祉を支える人材の育成・支援

障害のある人の地域での生活を支援するため、障害のある人を支える家族の支援の充実を図るとともに、障害のある人やその家族による当事者活動の促進と質の向上を図ります。

5-(6)-1 障害のある人を支援する人の支援

「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人及び障害のある子どもを介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流等の取組を充実します。併せて、家族介護者の一時的休息（レスパイト）の観点から、短期入所（ショートステイ）等の利用を進めることで、障害のある人及び障害のある子どもが安心して地域において生活できるよう、家族の支援を行います。

5-(6)-2 精神障害のある人やその家族同士の分かち合い

精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取組を進めます。

5-(6)-3 ペアレントメンターの育成

発達障害のある子どもの家族に対する心理的ケアと家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。

また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターを養成し、その活動の充実を図ります。

5-(6)-4 ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動の支援

障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。

また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。

分野6 保健・医療の推進

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の主な実績

（1）保健、医療による専門的な支援

専門機関としての総合保健福祉センターの機能を強化し、障害福祉センター及び精神保健福祉センターによる各種講座や研修を実施するとともに、質の高いサービスを提供することにより、専門知識や技術を普及するなど、障害のある人への専門的な支援を行ってきました。

また、障害のある子どもの療育の拠点である市立総合療育センターでは、診療体制の充実や病床の増設等の機能充実を図るため、平成30（2018）年11月に施設の再整備を行いました。

（2）発達障害のある人、難病患者等に対する支援

保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、発達障害の特性や対応について、理解を深める研修等を実施しました。

また、難病患者への適切な支援を図るため、福祉、医療等の関係機関、患者団体等によって構成する「難病対策地域協議会」を設置し、難病患者の支援体制について協議を行いました。

次期計画に向けた課題

- 精神障害のある人の地域移行が促進されるよう、保健・医療・福祉が連携した取組をより一層、推進することが求められています。
- 高齢化が進む中、障害の重度化・重複化の予防及び対応が求められており、健康の保持、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見のため、身近な地域での医療提供体制の充実と、保健・医療を支える人材の育成を図る必要があります。
- 難病患者について、医療体制や障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、支援体制を充実させることが必要です。
- 治療を必要とする子どもの早期発見に繋がる取組を進めるなど、障害の原因となる疾病等の適切な予防を進め、健康の保持と増進を図ることが必要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行います。

加えて、入院中の精神障害のある人の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進め、地域への円滑な移行・定着が進むよう切れ目のない退院後の支援に関する取組を行います。

3. 施策の方向性

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

4. 基本的な施策

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、年々増加するうつ病等のストレス性疾患等に対応するため、こころの健康の推進に努めます。

6-(1)-1 市民のこころの健康づくり

学校、職域及び地域における精神保健相談の充実等、市民のこころの健康づくりを推進します。

6-(1)-2 精神科医療体制の充実

精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。

また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人を医療機関へ繋ぎ、迅速かつ適切な医療を提供するとともに、入院中の精神障害のある人の権利擁護に関する取組を推進し、精神科救急医療体制の充実を図ります。

6-(1)-3 精神疾患の予防と早期発見・早期対応

精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール等依存症の問題等に取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。

6-(1)-4 精神障害のある人を支える人材の育成

精神障害のある人の地域移行の取組等を担う保健師、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材の育成や連携体制の構築等を図ります。

6-(1)-5 精神医療審査会等の適正な運営

精神医療における人権の確保を図るため、精神保健福祉法の趣旨に即して、精神医療審査会の適切な運営に努めます。

また、精神科病院の適正な運営を確保することを目的に、精神科病院に対して実地指導を行います。

6-(1)-6 精神障害者支援地域協議会の開催

地域の精神科医療機関の役割分担や連携、関係機関間の情報の共有等を検討するために、地域の関係者による協議の場を設けます。

(2) 保健・医療の充実等

高齢化が進む中、障害の重度化・重複化の予防及びその対応に努めます。

6-(2)-1 地域のかかりつけ医等の普及

様々な障害について、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応

に留意するとともに、障害のある人が身近な地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会等の協力を得てかかりつけ医の普及啓発を図ります。

6-(2)-2 市立総合療育センターの機能充実とかかりつけ医の連携推進

障害児療育の拠点である市立総合療育センターの機能充実を図るとともに、市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。

6-(2)-3 医療的ケアが必要な子どもの支援の推進

医療的ケアが必要な子ども及びその家族を支援するため、医療的ケア児コーディネーターを配置して、相談対応等を行うとともに、家族の負担軽減（レスパイト）のためのレスパイト事業を実施します。また、医療的ケアが必要な子どもがライフステージに応じた適切な支援を受けられるように、北九州地域医療的ケア児支援協議会を設置し、保健・医療・福祉・学校・保育等の関係機関が連携を図るとともに、医療的ケアが必要な子どもだけでなく、成人期に移行した後も受け入れることのできる社会資源の確保に努めます。

6-(2)-4 口腔の健康の保持と増進

北九州市歯科医師会や市立総合療育センター等と連携し、障害のある人が歯科検診や歯科治療を受けることができるよう、歯科医療機関等の情報提供を行います。

また、歯科疾患の予防等について、様々な機会を通じて普及啓発を行い、口腔の健康の保持・増進を図ります。

6-(2)-5 医療費助成の普及

障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について、自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)、重度障害者医療、特定医療(指定難病)等の医療費の助成を行います。

また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、市政だよりやウェブサイト等により広く周知を図ります。

(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

保健・医療に従事する人材の育成・確保とともに、障害や障害のある人に関する正しい知識の普及を図るなど、資質の向上に努めます。

6-(3)-1 保健・医療を支える職員の資質向上

障害のある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう、区役所の職員等への研修などを通じ、職員の資質の向上を図るとともに、保健・医療・障害福祉事業従事者及び教育関係者間の連携を図ります。

6-(3)-2 医療従事者に対する障害と障害のある人や子どもの知識の普及
障害のある人や子どもの保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対して、
障害に係る医学的な知識の他、障害福祉制度、合理的配慮等の知識の周知を図りま
す。

また、医療機関において障害のある子どもに対応する方法、円滑な診療を妨げる
行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。

6-(3)-3 保健・医療等関係者の地域ネットワークづくりや人材育成

障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送
ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者が多職種間における連携の
仕方や支援技術を学べる研修会等の実施及び関係者による区単位でのネットワー
クの構築に取り組みます。

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

難病患者の在宅療養上の適切な支援を行うとともに、安定した療養生活に資する
取組を進めます。

6-(4)-1 難病患者の医療費助成等

難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るた
め、医療費助成を行います。

また、小児慢性特定疾病児童等についても、その家庭の医療費の負担軽減を図る
ため、医療費助成を行います。

6-(4)-2 難病患者等の在宅療養の支援推進

小児慢性特定疾病児童等を含めた難病患者等に対し、総合的な相談や支援を行
うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と
難病患者等及びその家族の生活の質の向上を図ります。

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

治療を必要とする子どもの早期発見につなげる取組を進めるなど、障害の原因と
なる疾病等の適切な予防及び早期発見や健康保持・増進の推進を図ります。

6-(5)-1 各種健康診断の普及と関係機関の連携推進

妊産婦・乳幼児に対する健診及び保健指導、新生児聴覚スクリーニング等の適切
な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用
により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・
障害福祉の各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。

6-(5)-2 周産期医療体制の充実

周産期医療対策においては、ハイリスク母体・胎児及び新生児等にわたる課題に対応するため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。

6-(5)-3 地域・在宅での医療の提供体制の充実

疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。

6-(5)-4 北九州市健康づくり推進プランの普及

「北九州市健康づくり推進プラン」に基づき、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

【基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援】

分野7 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の主な実績

（1）福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

特別支援教育については、特別支援教育の推進体制の充実や教職員の専門性の向上、保護者・市民への理解啓発の推進を図るとともに、東部地域の特別支援学校の再編整備や「北九州市特別支援教育推進プラン」の策定等を行いました。

また、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、「保幼小連携」の取組等による入学時の連絡体制・情報共有機能を強化するなど、福祉・教育の連携による一貫した支援体制を構築し、ライフステージを通じた情報の共有化、重層的な支援に努めました。

さらに、未就園児の親子登園や育児サークル支援等における子どもの状態や家庭の状況に応じた障害のある子どもの支援体制を構築するとともに、特別支援教育相談センターによる幼稚園・保育所（園）への早期支援コーディネーターの巡回訪問を行うなど、専門的な支援機能の充実を図りました。

次期計画に向けた課題

- 教育的ニーズのある子どもが地域社会の一員として自立し、社会参加していくために、本人や保護者の思いにも十分に配慮した上で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校での指導・支援等を充実し、様々なライフ・スキルの習得につなげていくことが大切です。
- 障害の重度・重複化や多様化に柔軟に対応するための施設整備面の充実と、教職員の専門性の向上に更に力を入れていく必要があります。
- 障害のある子どもの高等教育への就学を促進するとともに、就学前から卒業後まで障害のある子どもへの養育やサポート体制の充実に取り組み、将来に不安を感じる保護者等に寄り添い支えていくための仕組みづくりが必要です。

2. 基本的な考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。

また、高等教育を含む学校教育における障害のある子どもに対する支援を推進するため、障害のある子どもに対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

さらに、障害のある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害のある人が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

3. 施策の方向性

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における支援の推進
- (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

<インクルーシブ教育システムの理念>

障害者の権利に関する条約 24 条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（文部科学省 HP より）

4. 基本的な施策

(1) インクルーシブ教育システムの推進

合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害のある子どもと他の子どもが、交流や共同学習等を通じて、共に育ち合う取組を進めます。

7-(1)-1 多様な学びの場の整備

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障害の有無にかかわらず、子どもたちが同じ場でともに学べるように努めます。

また、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点における教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備します。

7-(1)-2 医療・保健・福祉等の関係機関との連携

「北九州市特別支援教育推進プラン」に示すとおり、一人ひとりに着目した連続性のある指導・支援の充実に向け、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。

また、それぞれの「学びの場」における指導・支援のあり方について教職員や保護者に対し助言を行うことによって、より一層の特別支援教育の充実に努めます。

7-(1)-3 障害のある子どもの就学先の決定

障害のある子どもの就学先は、本人・保護者に対して十分に情報を提供するとともに、子ども一人ひとりの障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から検討し、教育委員会が保護者と建設的対話による合意形成を図ったうえで適切に決定します。

また、障害のある子どもたちの発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、本人・保護者に十分に説明します。

7-(1)-4 障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供

障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供にあたっては、全ての学びの場において、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮します。そして、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校と本人・保護者間で建設的な対話を行い、合意形成を図った上で、個別の教育支援計画へ明記します。

また、合理的配慮は、障害のある子どもたちの状況に応じて適切に提供されることが望ましいことを、個別の就学相談等での面談と広報等によって、保護者や関係者に対して周知します。

7-(1)-5 校内支援体制の構築

校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推

進する教員)を中心とした校内支援体制を構築します。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家及び学校支援講師等の活用を図ることで、全ての学校が組織として、障害のある子どもたちの多様なニーズに応じた支援を提供します。

7-(1)-6 心身の発達が気になる子どもへの関わり

早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、心身の発達が気になる子どもに早い時期から関わり、早期発見の取組を強化します。

また、医療・保健・福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果や入学後の子どもの状態等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

7-(1)-7 個別の教育支援計画に基づく支援

障害のある子どもに対して適切な療育や指導、必要な支援を行うため個別の教育支援計画を作成するとともに、個別の教育支援計画等に基づく幼児期や学齢期を通じた一貫した支援を行います。

また、教育支援計画の内容が次の就学先や就労先等に正しくかつ確実に繋がるよう、その必要性や有効性について教職員に対する研修の中で周知し、積極的な活用を図ります。

さらに、その子どもにとって、現時点でどのような支援が最も適しているかについて、保護者に対して教育的ニーズの変容も踏まえて適切かつ十分に情報提供するとともに、連携・協力ができるようにします。

7-(1)-8 子どもたちに対する支援の検討会議の開催

本人や保護者等から相談を受け、関係機関との連携が必要なケースについては校内支援委員会を中心とした、子どもたちに対する支援の検討会議を開催し、個別の教育支援計画等に基づく関係機関との連携や支援の充実を図ります。

(2) 教育環境の整備

障害のある子どもが安全かつ円滑な学校生活を送ることができるよう、施設や設備の整備のほか、時代の流れ等に応じた教育環境の整備に取り組みます。

7-(2)-1 教育環境の維持改善

市立の学校施設については、今後も多様化する教育環境のニーズにこたえるため、校舎等の施設・設備の整備充実に努め、バリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進し、教育環境の維持改善を図ります。

7-(2)-2 幼稚園、保育所(園)、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備の促進

特別支援学校が有する地域における特別支援教育のセンター的機能としての充実を図り、特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力向上を目指します。

また、専門機関との連携を強化し、幼稚園、保育所(園)、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。

7-(2)-3 教員の専門性の向上

北九州市教育委員会が策定する「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に、「特別支援教育」を位置づけ、教員の資質能力や専門性の向上を図る研修を実施します。

全ての教員を対象とした特別支援教育に対する理解を深める研修を充実させるとともに、特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター(特別支援教育を推進する教員)等を対象に実践的な研修を実施します。

また、教育的ニーズに応じた特別支援教育学習支援員や特別支援教育学習介助員、看護師等の配置について検討を行います。

さらに、必要に応じて理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家を特別支援学校、特別支援学級等に派遣し、教員の専門性の向上を図ります。

7-(2)-4 講師の配置による指導・支援の充実

在籍児童生徒数の多い市立小・中学校の自閉症・情緒障害の特別支援学級に学校支援講師を配置し、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターとしての役割を発揮できるような環境を整えます。

7-(2)-5 市立特別支援教育相談センターの専門的な支援

市立特別支援教育相談センターでは、併設の市立総合療育センターと連携しながら、特別な支援を必要とする子どもたちやその保護者、学校等へ専門的な支援を行います。

また、各学校等において教員等に指導や助言を行う巡回相談等を実施し、多様化する教育的ニーズや教育相談に対応します。

7-(2)-6 障害のない子どもとの交流及び共同学習

市立小・中学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の充実を図ります。

また、教員がさらに人権についての意識を高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう研修会等を実施し、教員の専門性を高めます。

7-(2)-7 指導方法に関する調査・研究の推進

障害のある子どもに対する指導方法等に関する小・中・特別支援学校等の研究の

推進を図るための指導・助言に努めるとともに、研究成果の普及を図ります。

7-(2)-8 情報通信技術の活用

障害のある子どもの教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、コミュニケーション情報通信技術（ICT）の活用も含め、障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、学習アプリ等の活用を促進します。

また、ICTを活用した分かりやすい授業モデルや、教員がICTを活用した教育を行うスキルを身に付けるための研修モデルの確立を図ります。

さらに、病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保に努めます。

7-(2)-9 視聴覚教材を含む電子出版の活用と普及

教育センターや視聴覚センターと連携して、視聴覚教材を含む電子出版に関する情報を学校・園へ提供するとともに、その活用について周知を図ります。

7-(2)-10 高等学校への就学の促進

障害のある子どもの高等学校への就学を促進するため、入学試験において通常の方法により受験することが困難と認められる者については、「個別の教育支援計画」等に基づき、合理的な配慮の充実を図ります。

7-(2)-11 重度障害者大学等進学支援事業の利用促進

重度の障害のある人（重度訪問介護利用者など）が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供することで、大学等での修学を支援します。

7-(2)-12 文化芸術に接する機会の確保

『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、障害のある子どもたちの個性と能力の発揮及び社会参加を促進するために、各学校の教育活動全体を通じて、音楽や美術、工芸などの文化的、創作的な活動を積極的に行うとともに、文化芸術に親しむ機会を創出することにより、子どもたちの感受性や表現力、コミュニケーション能力の育成につなげていきます。

(3) 高等教育における支援の推進

高等教育における障害のある学生に対する支援を推進するため、市が設置する大学において適切な支援を行うことができる環境の整備に努めます。

7-(3)-1 障害のある学生の修学環境の整備

市立大学が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の合理的配

慮を含めた必要な配慮、教科書・教材に関する合理的配慮を含めた必要な配慮等を推進するとともに、施設のバリアフリー化を推進します。

7-(3)-2 障害のある学生への修学支援の整備推進

障害のある学生一人ひとりの個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、市立大学における相談窓口の統一や、支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置を推進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を支援し、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進します。

7-(3)-3 学内の修学支援担当と他部署、関連機関、企業等との連携

市立大学において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを推進します。

7-(3)-4 教職員に対する研修等の充実

市立大学において、障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図ります。

7-(3)-5 入試や単位認定等の試験における適切な配慮の推進

障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、市立大学の入学試験や単位認定等の試験における適切な合理的配慮を含めた必要な配慮の実施を促進します。

7-(3)-6 障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開の推進

障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する指針、学内規程を、引き続き市立大学ホームページで公表します。

市立大学の入試における合理的配慮を含めた配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開を推進します。

(4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

個別の教育的ニーズ等に応じて、自立と社会参加を見据えて、連続性のある多様な学習活動の充実を図ります。

7-(4)-1 幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築

障害のある子どもに対して適切な療育や指導を実施するため、幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築に努めるとともに、医療・保健・福祉・雇用等と

の連携の下、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。

7-(4)-2 関係機関間での情報の共有と活用

特別な支援を必要とする子どもが、小学校や特別支援学校に入学する際に幼稚園・保育所等から必要な情報が引き継がれるようにするなど、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるように保護者の参画のもと「個別の教育支援計画」を作成し、保護者の同意を得て必要に応じて関係機関間でその情報を共有・活用します。

また、「個別の教育支援計画」の効果的な活用のための体制整備と周知に努めます。

7-(4)-3 ステージ移行時の情報の共有化

障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもが、あるステージから次のステージへ移行する際、受け入れる機関が必要とする情報を円滑に得られるシステムを構築するため、個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報の共有や支援者間の連携のあり方を関係者で協議し、具体的な取組を進めていきます。

7-(4)-4 先進的な事例の収集と情報提供

障害のある子どもへの支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。

7-(4)-5 発達障害のある人やその家族に対する支援の推進

発達障害のある人やそのご家族が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」を拠点として、情報発信や訪問支援（アウトリーチ）機能の強化を図るなど、支援を推進します。

分野8 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の主な実績

（1）雇用促進による就労支援等

企業等において、障害のある人の就労に関する理解が一層深まるよう取り組むとともに、「北九州障害者しごとサポートセンター」を拠点に、企業・福祉・教育・労働機関等と連携した就労支援ネットワークを活用し、障害のある人の就労支援を進めました。

また、就労を希望する障害のある人に対して、就労の支援や就職後の職場定着支援などを行い、支援の充実を図りました。

さらに、障害のある人の就労を支援する事業所等における障害のある人の賃金・工賃アップを図るため、市における物品及び役務の優先発注や障害者就労施設製品等の販路開拓・拡大を支援するための取組を推進しました。

次期計画に向けた課題

- 就労を希望する障害のある人一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うために、就労支援、福祉、教育等の各関係機関の連携体制の充実をより一層推進する必要があります。
- 「北九州障害者しごとサポートセンター」を拠点に、関係機関等との連携強化を図り、障害のある人の就労の拡大及び質の向上に努めるとともに、一般企業等における就労を促進する必要があります。
- 就労を希望する障害のある人に対して、障害の特性に応じた多様な働き方を選択できる支援の充実を通じて、就労の支援と職場定着を拡充する必要があります。
- 障害のある人の就労を支援する事業所等における障害のある人の工賃アップを図るとともに、各種手当の周知に努め、障害のある人の収入の増加等の経済的支援に努める必要があります。
- 障害者雇用促進法等、障害のある人の就労・雇用に関する制度の改正に伴い、関係機関と連携を図りながら内容の周知及び改正に対応した施策の実施に努め、就労の機会の拡充を図る必要があります。

2. 基本的な考え方

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などを図ります。

また、一般就労が困難な人に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人に対する経済的支援を推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 障害者雇用の促進
- (3) 障害特性に応じた就労支援
- (4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援
- (5) 経済的支援の推進

4. 基本的な施策

(1) 総合的な就労支援

就労を希望する障害のある人一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うために、関係機関との連携体制の充実を推進します。

8-(1)-1 関連機関の連携による就労の推進

北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、ハローワークや福岡障害者職業センター等、国が設置する機関、障害福祉サービス事業所及び特別支援学校等の教育機関が緊密に連携しながら、障害のある人それぞれの適性や職業能力に応じた就労支援に取り組みます。

また、福祉・教育等から雇用への移行を一層推進するとともに、就職を目指す障害のある人及び雇用する企業の双方が、安心して就職・雇用できる環境を整えます。

8-(1)-2 職業訓練の推進と事業主や市民への啓発

地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら、障害のある人向けの職業訓練を推進するとともに、障害のある人の職業能力の開発・向上の重要性に対する企業や市民の理解を高めるための啓発に努めます。

8-(1)-3 特別支援学校における就労支援

障害のある子どもが学校卒業後、障害の特性に応じた地域生活や就労等、自立した生活へ円滑に移行できるよう、特別支援学校中学部・高等部の子ども一人ひとりが得意なことを生かせる職場実習先や就労先の開拓に努めます。

また、就労までの間に金銭管理や公共交通機関の利用、余暇活動等の基本的な生活習慣を十分に身に付けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、進路の決定過程の早い段階において、福祉・就労等の関係機関が連携し協力できる体制を構築します。

(2) 障害者雇用の促進

一般就労を希望する障害のある人が一人でも多く就労できるよう、企業の障害者雇用に対する理解を一層深めていく取組を進めます。

8-(2)-1 一般企業への就労の促進

一般就労を希望する障害のある人に対し、企業等での就労に繋ぐ就労移行支援事業所等において、障害のある人の態様に応じた多様な職業訓練を実施するとともに、企業での実習や求職活動の支援等の推進を図り、一般企業への就労を促進します。

また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就労の質を向上させます。

8-(2)-2 障害のある人の雇用に対する理解促進

企業による障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーの開催や啓発冊子の配布等により、法定雇用率を達成していない民間企業はもちろんのこと、広く発達障害や難病など手帳を持っていない人も含めた障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みます。

8-(2)-3 障害のある人を雇用する企業の開拓と雇用の拡大

障害のある人を雇用する企業の先進的な取組等の情報を収集するとともに、障害のある人の雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

また、関係機関との連携強化を図り、農業やICTを活用した職業などの新たな就労分野を開拓することで、障害のある人の雇用の更なる拡大に取り組みます。

8-(2)-4 障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現

国の各種助成金制度の活用等を周知するとともに、雇用分野における障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供義務（障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための配慮義務）について企業に対する啓発を行い、障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現を目指します。

8-(2)-5 特例子会社制度の周知

重度障害のある人の雇用を促進するため、特例子会社制度の周知等に努め、職域拡大及び職場環境の整備を進めます。

8-(2)-6 市役所の職場での就業機会の創出

市役所の職場での就業機会を創出し、障害のある人を雇用するとともに、職員一人ひとりの障害特性や個性に応じた活躍の推進に関する取組により、障害のある人の就労及び職業的自立を促進します。

(3) 障害特性に応じた就労支援

精神障害のある人、発達障害のある人、難病患者や若年性認知症の人等、多様な障害を抱えた就労希望者が増加する状況に対応した支援体制を促進します。

8-(3)-1 障害の特性に応じた就労支援の充実

北九州障害者しごとサポートセンターと連携しながら、あらゆる障害の特性に応じた多様な働き方を選択できる支援の充実・強化を図ります。

また、採用後に障害を有することとなった人についても、必要な職業訓練の機会の確保等円滑な職場復帰や雇用の安定のための策を講じます。

8-(3)-2 就労支援の充実と就労後の定着支援

障害のある人、特に精神障害・発達障害のある人、難病患者や若年性認知症の人が、一般就労に伴う生活面を含めた様々な課題に対応できるよう、就労支援機関

が、相談支援事業所や企業、医療機関等の関係機関と十分な連携を図りつつ、就業面や生活面を含めた一体的な支援を実施します。

また、事業所や家族との連絡調整等を進め、就労支援の充実と就労後の定着支援等により雇用拡大と就労定着を促進します。

(4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援

障害者就労施設等で提供する製品やサービスの販路開拓や販売促進等により、障害のある人の収入向上に努めます。

8-(4)-1 福祉的就労の場の確保

一般企業への就労が困難な障害のある人を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で、社会的自立を促進することを目的とする就労継続支援A型事業所の適正な運営の支援や設置を促進するとともに、就労継続支援B型事業所等の福祉的就労の場の確保に努めます。

また、企業に対して、障害のある人の就労に関する理解を広め、就労継続支援事業所等の利用を促進します。

8-(4)-2 小規模共同作業所の事業移行の促進

小規模共同作業所については、障害者総合支援法における事業（障害福祉サービス事業等）への移行を促進します。

8-(4)-3 工賃アップの取組

障害者就労施設等の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等、施設を利用する障害のある人の工賃アップに向け、市役所内に設置する北九州共同受注センターを拠点として、官民一体となった取組を推進するなど福祉的就労の底上げを図ります。

また、就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、事業所の経営状況を把握した上で必要な指導・支援を行います。

8-(4)-4 市役所における障害者優先調達推進の推進

障害者優先調達推進法に基づく北九州市の物品等調達方針に基づき、障害者就労施設等の物品・サービスの情報提供の充実や購入しやすい仕組みづくり等、市役所全体で調達の推進に取り組みます。

8-(4)-5 障害者自立支援ショップ等の支援

障害者就労施設で製作された商品の販売を促進するとともに、障害者就労施設等で製作された商品の販売を通して、障害のある人の工賃アップや社会参加の促進等に取り組む障害者自立支援ショップを支援します。

(5) 経済的支援の推進

障害のある人に関する各種手当制度のほか、各種割引・減免等の制度の周知及び利用促進に努めます。

8-(5)-1 年金や諸手当の適切な支給

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現することができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を適切に支給します。

また、年金や諸手当の受給資格を有する障害のある人が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、パンフレットの作成や市のホームページなどで制度の周知に取り組みます。

8-(5)-2 利用料や運賃等に対する割引・減免等

障害者手帳の所持者など、障害のある人が、市等が運営している施設や公共交通機関を利用する際に、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料や運賃等に対する割引・減免等の措置を講じます。

8-(5)-3 精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の働きかけ

精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の実現に向けて、引き続き国や交通事業者等への働きかけを続けます。

分野9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の主な実績

（1）スポーツやレクリエーション、文化芸術、余暇活動等の推進

計画期間中、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行事の中止や規模を縮小しての開催など、計画通りに事業を進めることが困難な状況がありました。

そのような中、障害者スポーツ大会や各種スポーツ教室等の開催、障害者スポーツサークルによる大会の開催や選手派遣への助成等、障害者スポーツの振興を図る取組を行いました。

文化芸術作品の鑑賞や発表の場として、障害者芸術祭でのステージイベントの開催や応募作品の展示、かがやきアートギャラリーにおける個人や障害福祉サービス事業所等の団体の作品展示を行いました。また、障害者福社会館において、障害のある人のニーズに応じた講座の充実を図るとともに、障害のある子どもに広く文化芸術に触れ親しむ機会を提供しました。

レクリエーションにおいては、リフトバスの運行や障害児の長期休暇対策事業、地域生活支援事業などにより、社会参加の促進や福祉の増進を図りました。

次期計画に向けた課題

- このような中、スポーツや文化芸術、レクリエーション活動に取り組みたいが、活動に関する情報や相談窓口の不足、介助者が不足しているなどの理由により、取り組めていない障害のある人がいるという現状があります。
- 障害のある人が自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、自分の趣味やライフスタイルに応じて、スポーツ、レクリエーション、文化芸術、余暇活動、生涯学習等が活発に行われ、社会参加の促進が図れるよう、これまでの取組を維持しつつ、より一層の支援に取り組んでいく必要があります。

2. 基本的な考え方

全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくとともに、障害者スポーツの一層の普及に努めます。

3. 施策の方向性

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる社会環境の整備
- (3) 多様な生涯学習の充実

4. 基本的な施策

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、障害のある人が地域社会へ一歩踏み出し、社会の一員として自立するために、文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動をさらに振興できる環境の整備を進めます。

9-(1)-1 文化芸術活動を行う環境づくり

障害のある人が、文化芸術活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。

特に、障害のある人の文化芸術活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。

9-(1)-2 北九州市障害者芸術祭の開催

全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与するため、北九州市障害者芸術祭を開催し、障害のある人の文化芸術活動の普及を図ります。

9-(1)-3 文化芸術活動等に関する取組の支援

障害者福祉会館等で開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体等と連携しながら、文化芸術活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。

また、民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取組を支援します。

9-(1)-4 障害のある子どもが文化芸術に触れ親しむ取組

障害のある子どもに、広く文化芸術に触れ親しむことができるよう、一流の文化芸術活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供することで、障害のある子どもの生きがいや生活の質の向上を図ります。

また、このような取組に対する教職員や保護者の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信を充実させていきます。

9-(1)-5 社会参加活動を行うための環境の整備

レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会等を開催し、障害のある人等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。

9-(1)-6 自然史・歴史博物館や美術館等の展示等に触れ親しむ取組

市立自然史・歴史博物館、市立美術館等における展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供等、障害のある人のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながら、情報アクセシビリティの更なる向上を図ります。

(2) スポーツに親しめる社会環境の整備

障害のある人の健康を増進し、体力の向上と社会参加意欲を高めるために、スポーツに親しめる社会環境の整備を推進します。

9-(2)-1 障害者スポーツへの様々なニーズに対応できる取組

障害者スポーツは、リハビリテーションの手段としてはもとより、健康を増進し、社会参加意欲を高め、ひいては、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるものであり、今後も障害者スポーツへの様々なニーズに対応できるよう取組を推進します。

9-(2)-2 スポーツに親しめる環境づくり

障害のある人のスポーツの拠点である北九州市障害者スポーツセンター・エリアスの適切な運営を図るとともに、障害のある人が地域においてスポーツに親しむことができる環境整備を進めます。

また、障害のある人のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組を行います。

9-(2)-3 障害者スポーツ大会等の開催

障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。

9-(2)-4 「ふうせんバレーボール」の普及

障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず、誰もが一緒に競技することのできる北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」のさらなる普及・振興を図ります。

9-(2)-5 北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会の開催

北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会を引き続き開催するとともに、障害者団体等が行っている障害者スポーツを通じた国際協力の取組について広く市民に周知し、障害の理解や国際交流を促進します。

9-(2)-6 東京2020オリンピック・パラリンピック等のレガシー継承

東京2020オリンピック・パラリンピックや、本市で開催した大規模国際スポーツ大会のレガシーを継承し、トップアスリートとの交流やイベントを通じたスポーツの振興を図ります。

(3) 多様な生涯学習の充実

地域との繋がりづくりや社会への参加を促進するため、各ライフステージにおける学びを支援し、障害のある人の自己実現を目指す多様な生涯学習活動の充実を図ります。

9-(3)-1 多様な学習活動を行う機会の提供と充実

障害のある人の生きがいづくりや社会参加に向け、障害のある人が生涯にわたり教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実します。

9-(3)-2 障害のある子どもの文化芸術、スポーツに接する機会の確保

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちに文化芸術、スポーツに取り組む機会を創出することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。

また、それらの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害のある子どもに対する理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていきます。

9-(3)-3 市立図書館における読書環境の整備

市立図書館では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年（2019年）法律第49号）を踏まえ、アクセシブルな書籍等の充実並びに利用しやすい施設・設備及びサービスの充実に取り組み、障害のある人や子どもへの図書館サービスの向上に努めます。